

自民党政策集

J-ファイル2010

(マニフェスト)

日本を守る責任。

自民党

www.jimin.jp

自民党

感謝、反省、責任ある政策!

自由民主党は半世紀以上にわたり、
皆様方と共に歩んでまいりました。
この間のご支援に心より感謝を申し上げます。

しかし、長期政権の座に^{あくら}胡座をかき、
「おごり」から十分な対応を成し得ず、
昨年の総選挙で政権の座を失いました。
今、率直に反省し、信頼回復に向け、
新たにスタートします。

私たちは今まで常に「いちばん」を目指してきました。
モノづくりや治安、教育水準、長寿など、
世界に誇れる「いちばん」をたくさん生みだしてきたのです。

しかし今、経済のグローバル化、少子高齢化など新たな課題に直面して、
私たちの多くは戸惑い、自信を失いかけているのではないのでしょうか。

わが党は、もう一度「いちばん」があふれる日本にしたい。
これまでの経験と反省の上に、責任ある政策を実行して
経済を成長させて雇用を創り、
生活を底上げすることで
誇りと自信に満ちた国づくりを目指します。
感謝、反省、責任ある政策。
守るべきは守り、改革すべきは勇気を持って改革し、
元気な日本、日本らしい日本を取り戻します。

今さえよければいいのではない!
日本さえよければいいのではない!
私たちは全力で訴えます。

自由民主党総裁

谷垣禎一

J-ファイル-2010 目次と内容

[I] 新しい時代にふさわしい国づくりのための自主憲法を制定します………3
[II] 成長戦略で日本の未来を切り拓きます -内需・外需ともに拡大- ……4 デフレ脱却、法人税の減税 新分野・ニューフロンティアに集中投資
[III] 「恒久政策には恒久財源」原則を貫き、財政規律を確立します………8 「財政健全化責任法」の早期成立 税制の抜本改革、消費税から逃げない消費税に逃げ込まない
[IV] 頑張る人、頑張った人が報われる社会を実現します………10 バラマキから子育て支援サービスへ 安心できる年金、医療、介護
[V] 仕事を創り、地域を支え、安全安心な暮らしを守る -「手当より仕事」- ……15 夢と希望と誇りを持てる農林水産業、中小事業者 未来への投資で国際競争力強化と地域活性化 権限委譲と財源充実で特色ある地域政策を実現、道州制を導入
[VI] 緑の地球と豊かな自然を守ります………26 新提案で国際交渉をリード 低炭素社会づくり 豊かな自然を取り戻し、生物多様性確保
[VII] 外交を立て直し、世界の平和を築きます………31 日米の信頼関係の回復 領土問題の解決 自衛隊の迅速な派遣を可能とする一般法制定
[VIII] 世界をリードする「教育立国日本」を創造します………34 世界トップレベルの学力と規範意識を 教育再生、落ちこぼれを出さない教育 「給付型奨学金」の創設で、子どもたちの夢を実現
[IX] 政治・行政への信頼を取り戻します………39 国会議員定数の大幅削減 天下り根絶、さらなる無駄撲滅 IT遷都
[X] わが国のかたちを守ります………42 夫婦別姓、外国人地方参政権に反対
[J-ファイル項目一覧] ……43



新しい時代に ふさわしい国づくりの ための自主憲法を制定します

日本らしい日本の姿を示し、
世界に貢献できる新憲法の制定を
目指します。

1 憲法審査会の始動

「国民投票法」^{*}による国会法改正によって、衆参両院に「憲法審査会」が設置され、本格施行の本年5月までの3年間の準備期間に、この「憲法審査会」において憲法改正に向けた論点整理を行うべきとされてきました。しかし「憲法審査会」は、民主党などの反対で衆参両院において今もって開催されておられません。このような違法状態を早急に解消し、衆参両院に「憲法審査会」を始動させ、憲法論議を行います。

2 「憲法改正原案」の国会提出

「国民投票法」の施行にともない、「憲法改正原案」を衆参両院に提出することが可能となりました。わが党は、国民の理解を得つつ、「憲法改正原案」の国会提出を目指して、着実に憲法改正に取り組んでいきます。

<「新憲法草案」の概要>

(前文)

象徴天皇制を維持し、
国民主権・基本的人権の尊重・平和主義の三原則を継承するとともに、国際協調主義や「国家や社会を自ら支え守る国民の責務」を明記し、あわせて地球環境の保全なども盛り込んでいます。

(安全保障)

戦争と武力による威嚇、武力の行使を放棄した現行憲法第9条 第1項を維持しつつ、戦力不保持を規定する第2項を改正し、内閣総理大臣の最高指揮権のもとに「自衛軍」の保持を規定しています。同時に、自衛軍は国際貢献や災害復旧にも役割を果たすこととしています。

(国民の権利・義務)

新たな権利として、いわゆる「環境権」、
「犯罪被害者の権利」等を新たに追加するとともに、「自由及び権利には責任及び義務が伴う」という原則を掲げています。

(財政健全化条項)

現在及び将来にわたる国の
極めて厳しい財政事情にかんがみ、
財政の基本原則として
国の財政健全化の確保に関する配慮義務を
明記しています。

(地方自治)

地方自治の本旨の定義の明確化、
国と地方自治体の相互の協力、
国の財政措置など、
新たな規定を掲げています。

(憲法改正手続き)

憲法改正については、国会の発議要件
(現行は両院の総議員の3分の2以上)を
緩和し、改正の道を広げています。



成長戦略で日本の未来を 切り拓きます

—内需・外需ともに拡大—

この3年間に、金融政策、
税・財政政策、成長戦略など、
あらゆる政策を総動員し、
早期のデフレ脱却と景気回復を図り、
名目4%成長を目指します。
仕事を創り、誰もが働く場を得られる
社会を実現します。

3 当面の経済財政運営

デフレ^{*}脱却を急ぐため、下限がゼロを超える物価目標(例えば1.5%プラスマイナス1.0%)を定めるなどの金融緩和政策や「日米欧中を中心とした国際マクロ政策協調(平成のプラザ合意)」をはじめ、税・財政政策、成長戦略など、あらゆる政策を総動員し、GDPギャップ^{**}解消を進めます。

4 法人税率の思い切った引き下げ等、 雇用の拡大につながる企業環境の整備

企業が世界で勝負するためには、国際経済とのイコールフットINGが必要であり、日本を拠点に海外で活動だけでなく、海外の企業が日本に進出する環境を整える必要があります。そのため、法人税については、国際的整合性の確保及び国際競争力の強化の観点から、社会保険料を含む企業の実質的な負担に留意しつつ、課税ベースの拡大とともに、法人税率を国際標準の20%台に思い切って減税します。なお、中小企業向けの法人税率については、さらに引き下げることを検討します。

5 法人事業税等の優遇措置

企業の本社機能、工場、データセンターなどの地方への移転を後押しするため、雇用創出・投資規模等に応じて法人事業税の優遇を行います。この他、固定資産税(地方税)などの減免を行います。

6 「国富」を生み出す知財戦略

資源に乏しいわが国にとって「知的財産」はまさに、「国富」の一つです。巨額な費用と時間をかけて生み出された「財産」を保護し、それを利用してさらなる「国富」を生み出すことは持続発展可能な経済にとっては不可欠なことです。そのため、まずは、研究開発の成果物が迅速に知的財産として保護されるよう「審査の迅速化」を進めます。特に、別の国においても早期に審査が受けられる体制も併せて進めます。

一方、わが国で確立された最先端の技術が知的財産として保護されることなく流出することは、国益を大きく損ねることになります。技術流出を防止する制度をさらに強化していきます。

7 戦略的国際標準の獲得

わが国産業が国際市場で有利に戦うためには、工業製品における「国際標準」の獲得が重要であり、「どの分野の工業製品」が「どのような標準」を求めているのかの的確な情報収集を行わなくてはなりません。そのため、政府が率先して、こうした情報収集に努めると同時に、その情報を企業にも伝え、政府と産業がタッグを組んで国際標準の獲得に積極的に取り組む体制を整えます。特に、成長著しいアジアをターゲットとした技術支援を通じ、例えば、アジア標準を国際標準とするような「戦略的標準獲得」にも果敢に取り組めます。

8 不断の規制改革と

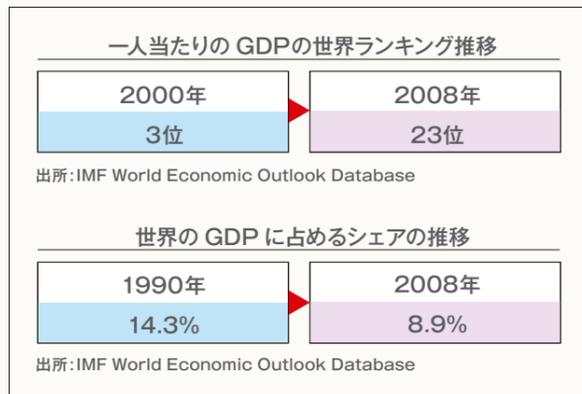
「グローバルトップ特別区」の創設

消費者行政とのバランスをとりつつ、各種規制のあり方を不断に見直し、潜在需要を顕在化させて発展的経済活動を支援します。また、新たな立法時における規制の新設についても、国民の安全安心を確保するとともに、自由で活力ある経済活動を阻害しないようにする観点から、引き続き十分な事前審査を行います。各種事業の規制については、事業仕分けの手法を用いた「政策棚卸し」を実施し、見直しを鋭意進め、成長を阻害する規制は直ちに撤廃します。

さらに、医療研究、サステナブル都市^{**}、国際コンテンツ拠点、自治体による国内外の企業や研究施設の誘致促進を可能とするため、財政上の措置も含め「グローバルトップ特別区」を創設します。

9 イノベーション、ベンチャー事業等の創造・活路支援

産業それ自体を強くする唯一最大の原動力は技術革新(イノベーション)です。既存企業とベンチャーをイノベーションの両輪ととらえ、日本の強みを更に活かした挑戦をエンジェル税制等を含めて積極的に支援します。なお、ベンチャーを創出する大学等において、大学等の研究成果を目利きによって厳格に選定しつつ、技術力・経営力の基盤が強固なベンチャーを継続的に創出するための体制整備等を支援し、効果的な運営・活用を図ります。また、この過程において、優良・有望な開発シーズを選別し、ベンチャー企業の事業を再編するための「目利き人材」の確保も同時に行います。



10 「世界一の科学技術立国」を目指す「カネ」「ヒト」の確保

科学技術予算の十分な確保及び分野を「選択」することで、その分野に対して人材・財政の投資を「集中」させ、その分野において「世界一」を目指します。さらに、研究開発に「カネ」が集まりやすくする「寄付環境」(税制等)も整備します。その際、必要な人材については、特に、将来の研究開発人材の育成を重視する観点から初等教育からの「理科系教育」の充実、大学・大学院改革を通じた「高度研究開発人材」の育成強化を行います。

また、「出入国管理のポイント制(学歴・職歴、資格、語学などを基準に在留資格の優遇を与える制度)」を導入し、高度な専門的能力を有する外国人の受け入れを拡大させ、新たなイノベーションと活力を育みます。

11 未来の成長の担い手づくり

豊かな人間性と正しい倫理観を涵養する教育を実践することを前提とし、多方面で活躍できる汎用型の教育を進めるとともに、複線型教育についても柔軟に対応できるようにし、ベンチャービジネス等を含めて成長の担い手づくりに向け、人材育成の社会的な仕組みを整備します。その際、国内で

の英語教育を抜本強化し、英語を母語とする教員を3年以内に2倍に増やし、10年以内に全ての小・中・高校に配置する「スーパーJET5万人計画」を着実に実施します。

12 前向きな生産性の向上

経済成長の大きな目標は、企業が国内外で活発に活動を行い、「富」を獲得し、国民がその恩恵を受けることにあります。そして、経済成長の源泉は「創意工夫」であり、新たな需要の創出には生産性の向上が不可欠です。生産性の向上は、一人当たりのGDPを増加させる近道ですが、リストラや非正規雇用の活用は後ろ向きの生産性回復に過ぎません。前向きな生産性回復として、イノベーションや効率性の追求といった経済規模の拡大・経済集積を進めます。当面、主要先進7カ国中最下位からの脱出を目指します。

13 社会全体のICT化

ICT化により、様々な分野において事業の効率化、サービスの向上など、国民生活の利便性が飛躍的に伸びました。今後、産業がグローバル化する中、産業界においても、さらなるICT化を進めると同時に、国、地方、企業、個人それぞれがICTの恩恵を受けられるよう「社会全体のICT化」を進めます。例えば、電力供給効率化につながるスマートグリッド[※]の導入、ITSによる交通の円滑化、電子政府の実現など、国民生活の利便性向上と環境への負荷低減に向けたICT活用を力強く推進します。

情報サービス・コンテンツ産業としてデータセンター等の設備投資は生産波及効果が2倍と大きく、雇用誘発力も高いことから、これらの分野への投資機会を積極的に増やします。

14 ICT産業の成長促進と国際展開を支援

地場産業をはじめわが国の企業活動の生産性向上を図るためには、あらゆる社会経済活動の基盤であるICT産業の国際競争力を強化することが不可欠です。日本企業の「ガラパゴス化」[※]からの脱却、グローバル展開に向け、地上デジタル放送など重点技術の国際展開支援、クラウドコンピューティング[※]など新技術・新分野に対する集中的な投資を行い、標準化強化、人材育成、ベンチャー支援などを通じ、ICT産業の競争力を強化、現在約100兆円のICT産業の市場規模を倍増させます。

15 必要な産業競争力の基盤強化

世界経済が米国一極集中から多極化へ向かっている中、日本は依然として、多数のプレイヤーが国内で消耗戦を繰り返す構図です。そのため、企業規模の拡大など企業を強化する過程において、現行の企業結合審査を迅速化し、併せてそ

の透明性・予見可能性を確保します。各種業界の統廃合を妨げないような環境を整え、わが国がグローバルな競争に勝ち残っていくために必要な産業競争力の基盤を強化します。

16 日本版「国際競争力協議会」の設立

産業界、学界、政府が一体となり、総力を結集して「全米競争力評議会」をモデルとする日本版「国際競争力協議会」(仮称)の設立に向けた法整備を速やかに行い、継続的な検討・提言を行う体制を構築します。

17 国民の英知を結集してのターゲティング・ポリシーの実行

経済成長には、「民」の活力増大を阻害することのないよう、徹底した規制改革を行うとともに、国が確固たる「成長戦略」の布石を打ちます。その際、政治がある程度、総花的ではなく、国民の英知を結集してのターゲティング・ポリシー[※]で産業分野の取捨選択を行い、官民あげて全面的に支援できる体制を構築します。「未来のインフラ」(燃料電池、電気自動車のインフラ整備、再生可能エネルギーの転換促進等)、「健康・医療」(再生医療等)など、基幹となる産業や技術の中から日本が有利に世界と戦える10分野を戦略的に選び、集中投資します。

18 医薬品・医療機器の審査体制の充実・強化

再生医療、医療・介護ロボットなど、日本発の革新的医薬品・医療機器の研究・開発を促進するために薬事承認の迅速化のための規制改革、ドラッグ・ラグ[※]やデバイス・ラグ[※]の解消、早期臨床試験(POC)実施体制の整備など、医薬品・医療機器の審査体制を充実・強化します。

また、先端医療に係る刑事責任の扱いの明確化、医薬品・医療機器等の革新性に対する適切な医療保険での評価、医薬品開発に関わる人材育成体制の整備を充実させます。国際共同による治験[※]を推進し、医薬品の治験・承認を国際標準とするために、日本版FDA(米国食品医薬品局)構想を推進します。

19 原子力等国家プロジェクト体制の構築

原子力発電等の先端的環境エネルギー技術や新幹線等の鉄道技術、上下水道で用いられている膜技術、漏水対策や再生水利用技術、電気・ガスなどのライフライン・システム等、わが国の優れたインフラ関連産業やサービス産業、コンテンツ産業の国際展開を強力に支援し、受注競争での“競り負け”を防ぎます。そのため、日本政策投資銀行の国際部門で

ある国際協力銀行(JBIC)が、地球環境保全に加え、資源・エネルギー確保や国際競争力確保等の機能をより発揮できるよう、政策金融機能の強化を図ります。先進国・途上国を問わず技術・ノウハウ・製品が統合されるパッケージとしての国際展開を積極的に支援します。

20 EPA・FTAの促進

日本経済は外需依存体質と言われつつも、実際の輸出に占める対GDP比は1割強に過ぎません。内需・外需にけん引された力強い経済成長を達成するためにも、国益を最上位とした多角的自由貿易体制を確立し、諸外国の活力をわが国の成長に取り込む必要があります。そのために、わが国が国際的なリーダーシップを発揮して、WTOドーハ・ラウンド[※]交渉の早期妥結に取り組みます。また、重点国を戦略的に選定し、経済連携協定(EPA)や自由貿易協定(FTA)交渉を積極的に行います。世界的に貿易競争が激化する中で、わが国の貿易が安定的に行われるために、先進国・新興国を含めた諸外国のニーズを踏まえた相互協力関係を構築します。

21 レアメタル・レアアースの確保

レアメタル[※]は産出される地域が限定されており、この確保に向け、世界各国がしのぎを削っています。わが国もこの世界の流れに遅れることなく、戦略的なレアメタルの確保に向け、「産出国との外交展開(共同資源探査・技術支援等)」を進めます。同時に、国内に廃棄された精密機器等に眠っているレアメタル(いわゆる都市鉱山)を効率的かつ低費用で回収できる体制を整備します。

また、わが国周辺には多くのコバルト、ニッケルなどのレアアース[※]や天然ガス、メタンハイドレードが埋蔵されているという報告があります。海洋探査技術の向上など、レアアース等のわが国周辺に存在する資源の産出に向けた施策の展開を行います。

22 世界へ向けた情報発信力の強化、デジタルコンテンツ市場の拡大

文化・伝統などわが国の持つ魅力(ソフトパワー)を積極的に海外に発信します。特に、世界に広がりをもせる放送コンテンツの海外展開や電子書籍・電子雑誌の流通促進、電子看板(デジタルサイネージ)の推進などにより、デジタルコンテンツ市場の拡大を支援、地域を含めたわが国社会経済の活力を増大させます。国をあげて、アニメ・マンガ・ゲームなどのコンテンツ作成だけでなく、「イベント創造」「営業方法」など、利益を生むトータルでのシステム構築を支援します。

[※]スマートグリッド P28 参照 [※]クラウドコンピューティング P41 参照
[※]ガラパゴス化 生物の世界でいうガラパゴス諸島における現象のように、技術やサービスなどが日本市場で独自の進化を遂げて世界標準から掛け離れてしまう現象。
[※]ターゲティング・ポリシー 産業政策の一つで、特定の産業分野を政府が戦略的に育成すること。日本では高度先端産業の代表である半導体・コンピューターの育成など。
[※]ドラッグ・ラグ 新開発の薬を患者に投与できるまでの時間差、あるいは、海外での新薬を国内承認できるまでの時間差のこと。

[※]デバイス・ラグ 医療機器の最新機種が日本市場でなかなか導入されないというタイムラグ。
[※]治験 医薬品もしくは医療機器の製造販売の承認申請をするために行われる臨床試験。
[※]WTOドーハ・ラウンド 多角的貿易交渉。WTO最初のラウンドで、2001年11月にカタールのドーハで閣僚級会合として実施合意。
[※]レアメタル 非鉄金属のうち、様々な理由から産業界での流通量・使用量が少なく希少な金属。
[※]レアアース 希土類元素は、スカンジウム、イットリウム、ランタン からルテチウムまでの17元素からなるグループ。希土類・希土とは、希土類元素の酸化物で、水素吸収合金、二次電池原料、光学ガラス、強力な希土類磁石、蛍光体、研磨材などの材料。

23 G空間(地理空間情報)プロジェクトの推進

わが国独自の衛星測位システム(準天頂衛星※「みちびき」日本版GPS)の開発と全国一律の基盤地図整備を「地理空間情報活用推進基本法」に基づいて促進することで、世界最先端の地理空間情報※を高度に活用できる社会を実現し、「国民の安全と安心を守る社会」「新たな産業・新サービスの創出と地域の活性化」「行政の効率化と高度化」等を促進します。

また、このようなシステムをパッケージとして海外展開することで、途上国支援等の国際貢献や産業の活性化も図ります。

24 G空間による海洋探査の推進

わが国は世界第6位と言われる排他的経済水域※を持つ国土大国であり、「海洋基本法」、「宇宙基本法」と「地理空間情報活用推進基本法」を連携推進することで、わが国近海の大陸棚や深海に眠る資源の発掘、水産資源の確保等に努めます。また、海底プレートの移動をセンチメートル単位で常時監視するシステムを開発することで、地震予知や津波予知技術の高度化等も図ります。

25 中小企業など既存基幹・在来産業の底上げ

国内の生産拠点の減少や国全体の購買力の減退による産業の空洞化は、内需に依存している中小企業にとって死活問題です。オンリーワンの中小企業もさることながら、企業群を連携・組織化することで経営資源を補います。製造業や流通業といった在来産業の底上げも併せて行います。また、エンジェル税制※(ベンチャー企業投資促進税制)については、その普及が進んでいない現状を踏まえて抜本的強化が必要ですが、その際、町おこし・村おこしに向けて取り組む企業等も対象に加える等の検討を行い、使い勝手の良いものとしします。

26 わが国の成長に資する社会資本の整備

羽田空港の拡張や羽田・東京・成田間を結ぶ環状リニアの導入など首都圏空港機能の強化、整備新幹線の整備促進、災害に強いインフラ整備(多人数施設の耐震化、豪雨対策)、首都圏外環道をはじめとした高速道路等のこま切れ状態(ミッシングリンク)の解消、アジアの需要を取り込む港湾・空港といったナショナルプロジェクトを重点的に整備します。同様に、地域活性化につながるローカルプロジェクトも検討します。なお実施にあたっては、経済波及効果や経済合理性に加え、各地域における優先順位(新規事業もさることながら、既存事業の前倒し執行・完成等)を忠実に反映させます。

27 将来の経済成長の芽となる

内需拡大基盤の利活用

公共事業が全て否定されるわけではなく、即効性ある有効需要創出として将来の経済成長の芽となる内需拡大基盤づくりや地方における雇用の創出・維持にも資する真に必要な社会資本の前倒しによる「未来への投資」を実施します。

しかし、整備だけでなく利活用を進めるべく、高速道路や鉄道、空港・港湾等を個々の利用という視点に加え、全体としての包括的・一体的な運用を目指します。高速道路料金や空港・港湾利用料を引き下げ、利用者を増大させます。

28 アジアNo.1の金融・資本市場の構築

日本をアジアの金融・運用の中心地にするべく、企業の活力ある経済行動と国民資産を適切に運用できる公正な競争条件の確保かつ十分競争できる活発な金融資本市場を構築します。まずは金融セクターの対GDP比を英国並みの8%台に(現在5.8%)押し上げ、「業」としての金融を育成します。

そのために、「貯蓄から投資へ」の流れを促進する簡素で分かりやすい証券税制への見直しや東証「グローバル30社」インデックスの創設、「日本総合取引所」の創設など、民間金融機関・証券市場の活性化や資産運用マーケットの強化を行います。その際、国民にとって健全な経済と成長に結びつく企業法制と資本市場法制を統合したガバナンス構築を目指します。

29 郵政民営化の推進

郵政民営化を推進し、郵便局ネットワークや郵便・貯金・保険の三事業のサービス水準が維持され、住民の生活や利便性が向上するよう、民営化後の状況について利用者の視点から十分に検証し、地域の様々な要請に応える事業の展開を支援し、民間資金の効率的、生産的な運用を図ります。

30 個人の自助努力を補助する雇用対策

国民が後年の憂いなく、前を向くためにはセーフティネットの再構築が欠かせません。「受動的な安全網」との考え方から転換し、個人ごとの自助努力を補助する「能動的な雇用対策」を自治体・企業・NGOと連携してきめ細かく展開します。企業における雇用機会が大きく変化する中で、仮に失業しても、給与水準を維持しながら、着実かつ速やかに、再就職することが可能な「トランポリン型社会」を構築します。

31 就職、転職をしやすい環境の整備

職能別検定制度の充実とジョブカードの円滑な活用を通じ、職業訓練や職業能力開発などを活かし、就業につながるマッチングシステムを確立します。

また、労働者派遣制度の活用によるスキルアップやキャリア形成を行うなど再就職、転職支援の制度や仕組みを設けることにより、再チャレンジや成長産業への円滑な人材シフトを促進し、正規雇用の維持、拡大を図ります。

労働者保護に主眼を置いて、非正規労働者の処遇を改善します。

32 雇用力強化労働法制の充実

「雇用」は国民生活の基盤であり、その安定確保は国の最重要課題であります。一方、派遣切りなど、解雇が行われた際、全ての責任を企業に負わせることも問題であり、政府と企業が一体となった労働環境を整備しなければなりません。特に、「解雇規制」を緩和すると同時に、企業における「柔軟な経営」を行える環境を整備するなど、企業の持続による「雇用の安定」につなげます。また、国としては、「同一労働・同一賃金」「社会保障の充実」「労働環境の法整備」を前提に、失業対策として、生活の安定が保証される「手厚い失業給付」「充実した職業訓練プログラム」の再構築など、強力なセーフティネットを構築します。

33 雇用対策の抜本的強化

雇用の防衛に向け、雇用対策を抜本的に強化するべく、雇用調整助成金の要件緩和のみならず、雇用創出に向けての地域発の実証事業や雇用拡大型制度改革に着手し、就労機付の強化、トライアル雇用の拡充(雇用「創出」助成金)、能力開発を行う派遣会社の支援等、必要な調整費用を支出します。さらに、職業訓練(研修)後のスムーズな就業のための再就職バウチャーや「企業内職業訓練支援制度」(仮称)を導入します。

34 新卒者就職対策の実施

新卒者の就職状況が厳しい中、新卒者の100%就職を目指して、新卒者をトライアル雇用する企業へ3年間補助金を支給するトライアル雇用制度の創設など、新卒者の雇用の受け皿の整備を促進します。

35 今後10年間で雇用者所得の5割増を実現

持続可能な安定した社会保障を維持し、活力ある社会をつくるために、あらゆる成長戦略を実行して、今後10年間で雇用者所得の5割増を実現します。



「恒久政策には恒久財源」 原則を貫き、 財政規律を確立します

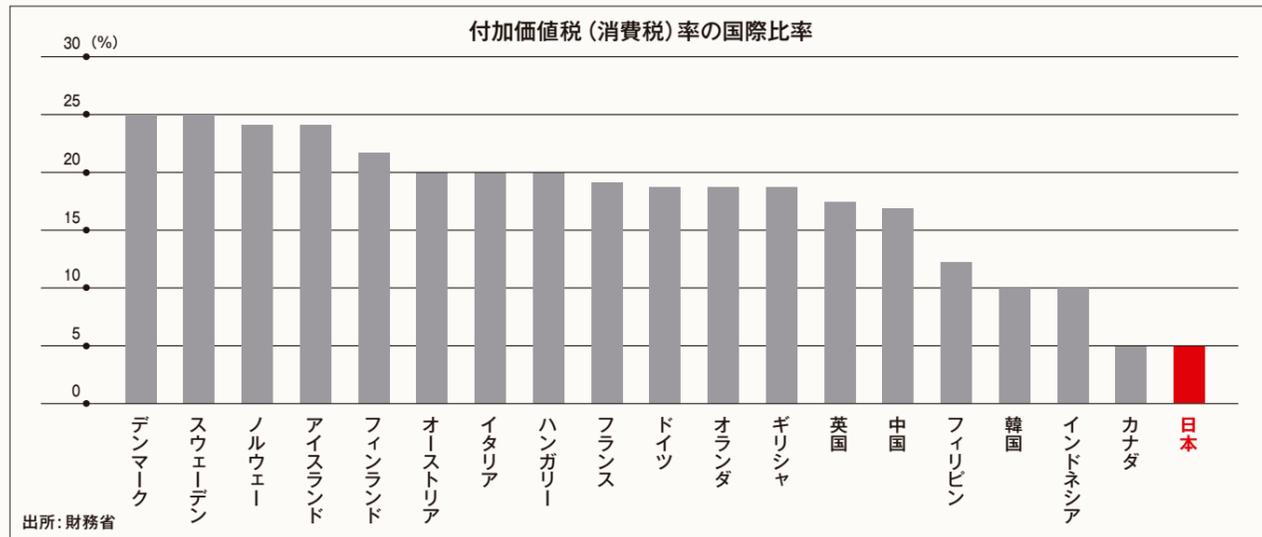
わが国財政に責任を持つ観点から
財政構造改革を断行するとともに、
将来の社会保障費の
増大に対応するため、
消費税率引き上げなどを含めた
税制の抜本的改革を行います。

36 次代を見据えた財政構造改革

国・地方の債務残高対GDP比を2010年代半ばにかけて安定化させ、2020年代初めには安定的に引き下げます。このため、今後10年以内に国・地方のプライマリー・バランス※黒字化の確実な達成を目指します。まずは景気を回復させ、5年を待たずに国・地方のプライマリー・バランス赤字の対GDP比の半減を目指します。また、財政健全化目標の実現と新たな施策実施の両立を図るため、新たな施策には、そのための恒久的な財源を確保する原則を徹底します。こうした国等の責任ある財政運営を確保する「財政健全化責任法」を早期に成立させます。

37 適切な国債管理政策の実行

国債に対する信認を確保していくことの重要性を認識しつつ、財政健全化に資する節度ある国債発行に努めます。また、公債の安定消化に向けた一層の取り組みを進めるとともに、国債保有のあり方を含めた適切な国債管理政策を実行します。



38 安心社会実現に向けた税制抜本改革

消費税を含む税制抜本改革については、平成21年度税制改正法附則や「中期プログラム」による道筋に沿って実施します。これにより、安心して豊かな福祉社会及び公正で活力ある社会を実現します。

消費税については、基礎年金の国庫負担割合の2分の1への引き上げに要する費用を賄うとともに、これからも増加が見込まれる年金、医療及び介護の社会保障給付と少子化対策の費用に全額を充てることを予算・決算において明確にした上で、経済成長戦略とムダ削減の不断の努力を行いつつ、消費税の税率を引き上げます。

消費税率等については、

- (1) 少子化対策や年金・医療・介護の機能強化に要する費用（基礎年金の国庫負担割合の2分の1への引き上げ分を含む）（7兆円）
- (2) 高齢化の進展に伴う今後必要な社会保障費の自然増分（初年度1兆円）
- (3) 現在、消費税以外で賄われている年金・医療・介護にかかる費用（7.3兆円）

等を考慮し、当面10%とすることとし、政権復帰時点で国民の理解を得ながら決定するものとします。その際、食料品の複数税率等、低所得者への配慮も併せて検討します。

なお、抜本改革の検討に当たっては超党派による円卓会議等を設置し、国民的な合意形成を図ります。

個人所得課税については、格差の是正や所得再分配機能の回復の観点から、各種控除や税率構造を見直します。最高税率や給与所得控除の上限の調整等により高所得者の税負担を引き上げるとともに、歳出面も合わせた総合的取組みの中で子育て等に配慮して中低所得者世帯の負担の軽減を図

ります。金融所得課税の一体化を更に推進します。

資産課税については、格差の固定化防止、老後扶養の社会化の進展への対処等の観点から、相続税の課税ベースや税率構造等を見直し、負担の適正化を図ります。

自動車関係諸税については、税制の簡素化を図るとともに、厳しい財政事情、環境に与える影響等を踏まえつつ、税制のあり方及び暫定税率を含む税率のあり方を総合的に見直し、その負担を軽減する方向で検討します。

地方税制については、地方分権を推進するとともに、税収が景気変動による影響を受けにくく安定的で、かつ、税源の偏在性が小さい仕組みとするため、消費税を含む税制抜本改革の一環として、地方消費税の充実を検討するとともに、地方法人2税のあり方を見直すこととし、もって、国と地方を通じた社会保障制度の安定的な財源の確保を目指します。

たばこ税については、たばこ健康に関するあらゆる総合的な検討、葉たばこ農家、たばこ小売店等への影響も勘案した十分な検討が必要であり、中途半端な議論のままで引き上げを行うことは適当ではありません。

酒税のあり方については、税制の中立性・公平性・国際性の観点や財政状況等を踏まえ、酒類間の税率格差を縮小する方向で検討します。

低炭素化を促進する観点から、税制全体のグリーン化を推進します。

環境税については、税制全体のグリーン化を図る観点から、様々な政策的手法全体の中での位置づけ、課税の効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、既存の税制との関係等に考慮を払いながら、納税者の理解と協力を得つつ、総合的に検討します。

納税者番号制度の導入の準備を含め、納税者の利便の向上と課税の適正化を図ります。



頑張る人、頑張った人が報われる社会を実現します

「財源なくして安心なし、
安心なくして成長なし」の
考え方のもと、
安心できる社会保障制度を確立し、
普通に頑張る人が報われる
社会を実現します。

39 子どもたちの成長に合わせた切れ目のない子育て支援

- ・特定不妊治療に要する費用の全額助成と年間回数制限（現行2回）の撤廃
- ・妊婦健診費用の公費負担の継続
- ・周産期医療ネットワークの整備・充実
- ・出産一時金60万円への拡充、居住地域で出産できるよう産科医療機関の開業を支援するなど出産環境の整備
- ・父親の産休・育休取得のための環境整備（8819運動）^{パパイク}
- ・0～3歳児のいる家庭への訪問育児支援の推進
- ・母子家庭等が子育てと就業の両立ができるよう環境整備の充実
- ・国の責任において良質な保育所を整備・拡充し、待機児童ゼロ作戦を実現
- ・地方における保育所の定員割れ対策
- ・保育所施設基準の維持・改善、保育士等の処遇改善及び人員の確保
- ・3歳から小学校就学までの国公立すべての保育料・幼稚園費の無料化
- ・病児・病後児保育や一時預かり保育、地域子育て支援センター・ファミリーサポートセンターの拡充などの保育メニュー充実への支援
- ・感染症の拡大防止システムなど乳幼児の安心・安全を確保する仕組みの構築

- ・子どもの医療費無料化
- ・小学校給食の無償化など小・中学生の子どもがいる家庭への支援
- ・放課後児童クラブについて、既設の小学校施設の活用などにより全ての小学校区での設置、その規模の適正化や指導員の増員・処遇改善などによる質の確保、「公的責任」や「最低基準」などの法的根拠の明確化
- ・放課後子ども教室を活かした補習支援
- ・理科・数学の教科担任制や全国学力調査、教員免許更新制度の復活など公教育の充実
- ・高校生や大学生への給付型も含めた奨学金の拡充などを実施します。

特に、保育に関しては保育の質の低下、保護者負担の増加、保育従事者の処遇の低下を引き起こす恐れのある保育の産業化ではなく、児童福祉として子どもの健やかな育ちを保障し、子育て家庭の支援を積極的に行うとともに、貧困や格差に対するセーフティーネットとしての機能も含め保育制度の充実を図ります。

上記の子育て支援サービスの一部については、地域の実情に合わせて組み合わせることができるよう、子育て交付金を創設し、各自治体において、親・保育関係者・地域住民・行政の協議に基づいた予算配分と創意工夫が生かせるようにします。

「子ども手当」に関しては財源の裏付けもなく、また、政策目的や効果も不明であることから全面的に見直します。特に外国人の海外在住の子どもに対しては、子ども手当の支給を早急に停止します。

40 満額の基礎年金を受け取ることができる措置

無年金、低年金者対策として、既に年金を受給している方も含め未納期間のある方は、昭和36年まで遡って未納期間の保険料を納められるよう、3年間に限った制度を実施します。

年金の受給資格要件の期間を25年から10年に短縮します。自助、共助、公助の精神のもと、国民皆年金制度を堅持するため、所得に応じた年金保険料の減免制度を受けている方も、公費負担割合を増加することにより年金制度に加入していれば基礎年金を満額受給できる制度へと見直します。

高齢者の方々の働く力や意欲を生かせるように、年金支給額が減らないように在职老齢年金制度を見直すことをはじめ、働き方等人生設計に合わせた受給を可能にするなど年金制度を見直します。

高齢者の生活に合わせた新たな基準による物価スライドを創設します。

年金記録問題への対処と迅速な救済により、年金への信頼を取り戻します。

社会保障番号・カードを導入し、年金をはじめとする社会

保障サービスの信頼性と透明性を向上させます。

・年金制度については政争の具とすることなく、超党派による協議機関を早期に立ち上げる等、党派を超えて議論を行い、財源問題も含めた社会保障制度の一体的な見直しを行います。

4.1 持続可能な安心できる医療の実現

診療報酬(調剤報酬・薬価含む)の大幅な引き上げにより、

- ・医学部定員の増員
- ・臨床研修医制度の見直し
- ・勤務医の処遇改善
- ・女性医師の働きやすい環境の整備
- ・診療所の役割の強化・充実
- ・医師の偏在の是正
- ・有床診療所の機能充実・強化

を実施し、わが国の医療体制の再生を図り国民が安心して質の高い医療が受けられるよう、安定した医療制度を整備します。

高齢者の方々の生活実態や思いに合わせた医療保険制度とするため、高齢者医療制度の対象年齢を65歳以上とし、同時に、それまで被用者保険に加入していた方々は、配偶者も含め被用者保険に引き続き加入できるように見直します。また、税制改正の実現を前提に、公費負担に関しても65歳以上全体を対象とすることとし、その増額を行うことにより、高齢者医療制度の財政を円滑化し、国保、協会けんぽ、組合健保、共済健保などの保険料率の上昇を抑え、国民皆保険制度を守ります。

景気低迷の中、「現行の高額療養費の限度額は高い」との声もあり、誰でも安心して医療が受けられるよう高額療養費の限度額を引き下げます。併せて、窓口負担の軽減について検討します。

産科、小児科、救急医療などの診療科や地方において医師不足のため医療崩壊を招いています。国として、1000人体制による「県境なき医師団」を結成し、随時、医師が不足する地域に医師を派遣します。また、薬剤師・看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・精神保健福祉士等医療関連職種との積極的活用によるチーム医療の推進により、医師の負担を軽減し、地域医療の再生を図ります。

救急需要が増大する中、改正消防法に基づき医療機関による救急患者の円滑な受け入れを進めるため、消防と医療の連携を推進するとともに、市民の救急相談に応じる窓口の消防機関への設置や高規格救急車の整備を促進します。

併せて、全国どこでも救急患者が医療機関に確実に受け

入れられる救急医療体制づくりや全国でドクター・ヘリコプターの運用が行えるようにし、救命率の向上を目指します。

地域医療の中核的な役割を担う公立病院は、全国に957ありますが、約4分の3が赤字決算となるなど、極めて厳しい経営状況にあります。過疎地や産科、小児科、救急部門における医療などを中心に、公立病院に対する地方交付税による支援措置を増額、拡充します。今後、公立病院の経営効率化等を進めるとともに、適切な財政支援を行い、経営健全化と地域医療の充実に努めます。

4.2 がん対策の充実

がんや心疾患など、専門医療に対する国民のニーズに応えるために、地域が求める医療機能や施設・病院の整備(ブロックごとの地域がんセンター、リハビリセンターなど)を緊急かつ集中的に行います。

「がんによる死亡者数の減少」、「すべてのがん患者及び家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の向上」を目指し、特に専門医等の育成、がん粒子線治療の支援を含めた放射線療法及び化学療法の推進、治療の早期段階からの緩和ケアの推進、がん登録の推進に重点を置きつつ、がんの予防及び早期発見、医療機関の整備によるがん医療の均てん化、がんに関する相談支援及び情報提供、がん研究など、患者・国民の立場に立って、がん対策を総合的かつ計画的に推進します。女性特有のがん対策として、子宮頸がん[※]の予防ワクチンの推奨と公費負担の導入を行います。子宮頸がんと乳がんの無料検診を行います。

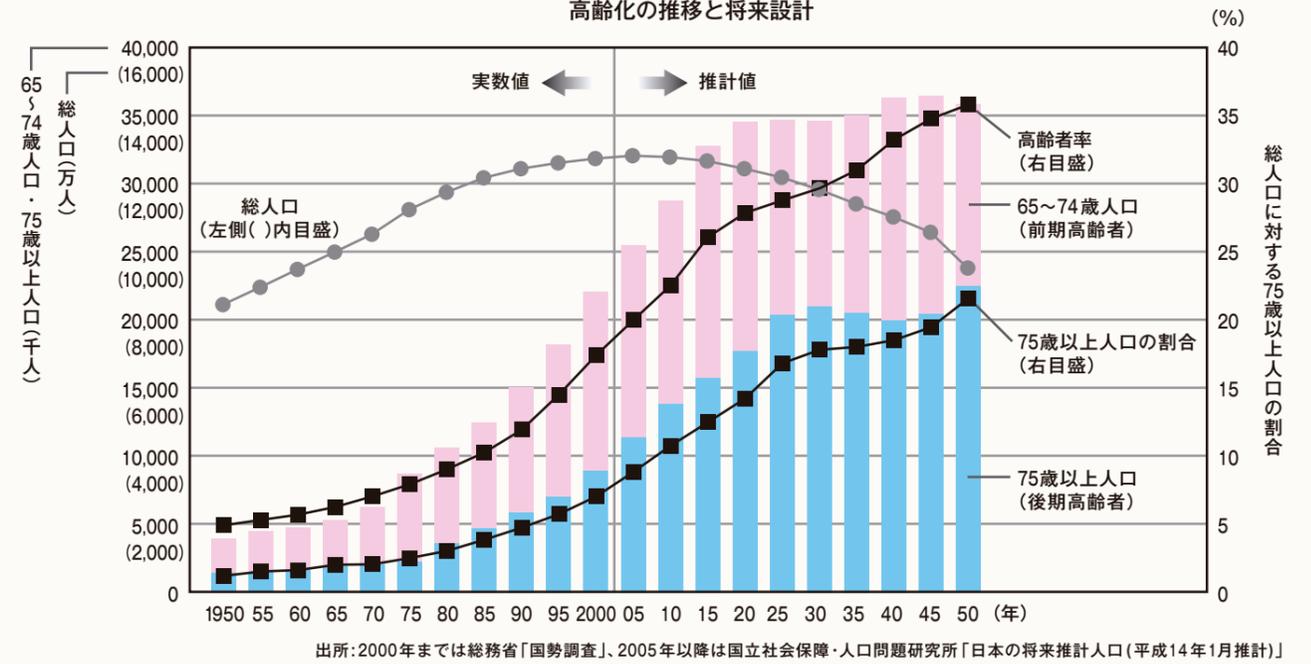
4.3 ワクチン施策の推進

わが国はワクチン後進国と言われており、ワクチンの一層の活用を図るため、ワクチンで防げる病気はワクチンで積極的に対応するとの方針のもと健康安全保障の観点に立って、ワクチンの研究開発の促進と供給体制の整備の充実等を図ります。併せて、現在、任意接種となっている子宮頸がんワクチン、肺炎球菌[※]ワクチン、ヒブ[※]ワクチン、おたふくかぜ[※]ワクチン、水痘[※]ワクチンの定期接種も含め感染症予防を促進します。新たなワクチン政策の確立と推進体制を構築します。

また、今回の新型インフルエンザ感染における最大の教訓は、国内において必要なワクチンを供給できる体制ができていないことでした。新型インフルエンザワクチンの速やかな製造と公的助成による接種体制の整備など、第二波に備え、公費助成を含めた体制整備に万全を期します。

[※]子宮頸がん 子宮頸部と呼ばれる子宮の出口より発生する癌。子宮癌の多くに該当。
[※]肺炎球菌 肺炎球菌とは、肺炎などの呼吸器の感染症や全身性感染症を引き起こす細菌。日本の臨床医療現場では肺炎球菌と呼ばれることが多い。
[※]ヒブ(ワクチン) 小児における髄膜炎、肺炎、喉頭蓋炎、敗血症などの全身感染症の原因となるインフルエンザ菌b型に対する細菌ワクチン。
[※]おたふくかぜ 流行性耳下腺炎(りゅうこうせいいかせんえん)は、ムンプスウイルスの感染によって発生するウイルス性の病気。一般にはおたふく風邪として知られる。1967年にワクチンが開発される以前は、小児の疾患として全世界で一般的であり、今日でも発展途上国では脅威となっている。
[※]水痘 水痘(すいとう、varicella)とは、ウイルス感染症の一種。一般に水痘瘡(みずぼうそう)としても知られている。

高齢化の推移と将来設計



【日本の人口】



4.4 「医療安全調査委員会」の設置の検討

患者にとって安全・安心な医療の確保や不幸な事故の再発防止に資するために「医療安全調査委員会」(仮称)の設置に向けた検討を進めます。

4.5 精神科医療の推進

慢性期の精神障害者への治療的対応、精神科救急、自殺、うつ、合併症、小児思春期、認知症など新たな社会的ニーズの広がりなどに対応して、精神科医療の評価を適切に引き上げるとともに、うつ等に対し、正しい知識の普及や早期発見・治療の促進を図るための啓発運動、子どもを含めたメンタルヘルス教育、診断法・治療法等に関する研究を推進します。地域生活への移行や社会復帰・社会参加を促進します。

4.6 看護職の処遇改善の推進

看護職の不足対策を推進し、看護職が働き続けられるよう労働環境を充実し、処遇を改善します。また、看護職(助産師・保健師含む)の更なる能力の向上を支援するとともに、その専門能力を医療現場でより活用できる環境を整備します。

4.7 国民歯科医療の充実・発展

国民の生涯を通じて生活の基盤となる「食」を支える歯科

保健・医療を推進します。8020運動[※]の促進、全ての働く方への歯科健診の実施を進めます。また、要支援・要介護者を含めた高齢者に対する在宅歯科医療を充実させます。

4.8 B型・C型肝炎対策の推進

C型肝炎に関しては、特別措置法、基本法などにより救済を図ってきましたが、未だ解決に至っていない患者も多くおられます。また、B型肝炎に関しては、裁判所の和解勧告にもかかわらず、決着をみていません。肝炎に関する国の責任を考え、B・C型肝炎問題を解決します。

4.9 アスベスト対策

総合的なアスベスト[※]対策を早急に図ります。国と企業の責任で、救済のための基金の創設を検討します。

5.0 ヒトT細胞白血病ウイルス・難病・結核・腎疾患対策の推進

ヒトT細胞白血病ウイルス[※]について、全国一律の妊婦健診での抗体検査実施により母子感染を予防します。難病の診断・治療方法の研究開発を進めるための難病研究拡充等、難病対策を充実します。成人T細胞白血病、HAMの感染者・患者に対する診療体制の整備等とともに、難病の方々の医療費負担を軽減するため、助成の対象疾患を増やすよう努めます。

[※]8020運動 満80歳で20本以上の歯を残そうとする運動。厚生労働省や日本歯科医師会により推進されている。
[※]アスベスト 石綿(いしわた、せきめん、英: Asbestos(アスベストス)、蘭: Asbest(アスベスト))は、蛇紋石や角閃石が繊維状に変形した天然の鉱石。
[※]ヒトT細胞白血病ウイルス ヒトのT細胞に感染するレトロウイルスで、成人T細胞白血病(ATL)の原因ウイルス。

結核は年間約2万4千人の新規患者が発生するなど、依然としてわが国の主要な感染症であり、確実な治療の実施等、総合的な結核対策を推進します。腎臓病、糖尿病性腎症の予防対策と腎不全・透析治療に移行しないための啓発活動を促進し、腎臓病の原因究明の研究を推進します。また、透析患者が安心して治療を受け生活できる環境及び体制の整備に努めます。

51 かかりつけ薬局・薬剤師の積極的活用

安全・安心な薬物療法の推進のため、かかりつけ薬局・薬剤師を中心とした医薬分業を進めます。医薬品のインターネット販売の拡大防止に努めます。また、後発医薬品の使用促進についての周知活動を徹底します。

52 製薬産業の競争力強化のための新成長戦略の推進

製薬産業の競争力強化のため、新薬開発に係る臨床研究・治験実施体制の強化・整備を推進するとともに、イノベーションを適正に評価できるよう、薬価制度の抜本的見直しを図ります。また、研究開発税制等・税制の更なる充実、健康情報の総合的データベースの構築等を推進します。

53 医薬品の流通体制の充実

安全・安心・信頼の医薬品流通を確立するため、医薬品のトレーサビリティ[※]の確立、新型インフルエンザのパンデミック[※]や災害時等の医薬品の危機管理流通について、その体制の充実を図ります。また、医療保険制度の円滑な運営を図るため、医薬品流通のあり方を改善します。

54 リハビリテーションの提供体制強化

誰もが安心して生き生きと生活できる社会を実現するため、リハビリテーション提供体制を強化し、医療と介護で切れ目のない相互連携のあるチーム医療を推進します。

55 漢方医学の推進

日本の伝統医学である漢方医学について、指導者・臨床医の教育・研修、科学的根拠確立のための研究を推進します。漢方医学を支える漢方製剤の安定供給が可能となる環境を整備します。

56 生活の質(QOL)を高める統合医療の推進

統合医療は、現在の医療が抱える問題点を是正し、真の健康づくりの道を切り拓く方法の一つです。

厚生労働省に統合医療の研究機関を設置し、各種健康法の安全性と有効性の調査・研究を推進し、その情報を公開します。

また、統合医療のための教育、人材育成、実践のための環境整備や心身医学的なアプローチの普及などに取り組みます。

57 受けたい治療を 保険と併用しながら受けられる仕組み

先端医療技術を早期に実用化させるとともに、国民が選択可能な治療方法の範囲を拡大させるために、一定の有効性・安全性・倫理性を満たした新しい治療方法を保険診療と併せて受けることができるように規制を合理化します。それと同時に、すべての国民が早期に有効・安全な新しい治療方法を受けられるように、それらの治療方法を段階的に保健医療に導入することを検討します。

58 財政の安定化を図り、 介護保険サービスの充実と保険料の抑制

質の高い介護体制を確立するため、次期改定において、介護報酬の大幅引き上げを行います。

持続可能な介護保険制度を堅持するため、公費負担の増加を図り、高齢化の進展により増大が想定される介護保険料の上昇を抑制します。

雇用ニーズが高いにもかかわらず、不足している介護職員をはじめ介護従事者の処遇を更に改善します。

42万人と言われる特別養護老人ホーム待機者をはじめ個々の要介護者の実態に即した介護サービスを希望する全員の声に応えるため、介護型療養施設のあり方、介護保険の国庫負担、参酌標準などを見直すとともに、特養ホーム等20万床の整備や必要な施設等の整備を促進します。

59 介護支援専門員の積極的活用

必要な介護サービスを適宜利用することにより、住み慣れた地域で自立した生活が営むことができるように、在宅介護の中核を担う居宅介護支援事業所の経営の独立性・中立性の推進を図るとともに、介護支援専門員(ケアマネージャー)の国家資格化を目指します。

60 在宅介護の支援

地域で多様な質の高い在宅介護サービスが提供できるよう、事業者の創造性と自律性が発揮できる環境を整えるための法令基準等を見直します。



61 運動器リハビリテーションの充実

運動器の衰えにより、要支援・要介護となることを予防するため、医療における運動器リハビリテーションの充実を図ります。また、転倒・骨折・寝たきりのリスクが高くなるロコモティブシンドローム(ロコモ)[※]該当者(予備軍を含め全国で4700万人(推定))を早期に発見し、リハビリテーションを指導することができるよう、運動器健診事業の導入を推進します。

62 障害者の方への施策の推進

改正障害者自立支援法案により応能負担による福祉サービス・就労支援を推進します。併せて、障害の範囲や障害程度の適正な判断を行えるよう見直します。相談支援体制の強化、障害児支援の充実、グループホーム・ケアホームを利用する際の助成制度の創設等を推進し、また、障害者の所得保障を図るため、障害基礎年金を充実します。

障害者の雇用の確保のために、国や自治体などが、障害者の就労支援施設への仕事の発注や製品等の購入を優先的に「ハート購入法」、虐待を受けた障害者の保護のための措置、養護者の負担軽減等の施策を行う「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の早期成立を図ります。

障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう「共生社会」を実現するために、障害者権利条約の締結に必要な国内法の整備等を含め、「障害者基本法」を改正し、障害のある人の自立と社会参加のための施策を着実に推進します。

63 生活に困窮している世帯の生活支援の拡充

わが党が実施した職業研修や訓練を行っている方々に生活支援を行う緊急人材育成事業について恒久化するとともに、内容を充実します。

若年者を中心に就労可能な者については、仕事へ就くよう促すため、緊急人材育成事業の活用を前提とした上で、新たな生活保護制度を含め支援制度を見直します。

生活に困窮している単身低所得高齢者等に対して、その実態に即した生活支援を的確に行います。また、単身高齢者や老々介護に対応した高齢者の生活の場となる養護老人ホーム、グループホームや特定施設などの整備を進めます。

政策を進めるに当たっては、生活に困窮している方々の実態に精通したNPO等による支援を通じての実施を積極的に図ります。

成年後見制度を充実させます。

13 [※]トレーサビリティ 物品の流通経路を生産段階から最終消費段階あるいは廃棄段階まで追跡が可能な状態。日本語では追跡可能性とも言われる。
[※]パンデミック ある感染症(特に伝染病)が、顕著な感染や死亡被害が著しい事態を想定した世界的な感染の流行を表す用語。
[※]ロコモティブシンドローム(ロコモ) 主に加齢による運動器の障害のため、移動能力の低下をきたして、要介護となる危険の高い状態。

64 原爆被害者への支援

人類唯一の被爆国であることを踏まえ、被爆者の方々への支援策を推進します。

65 中国残留邦人への支援

中国残留邦人の方々のための生活支援をはじめとした抜本的な支援策を講じましたが、今後さらに帰ってきて良かったと思えるような、きめ細かい対策を推進します。

66 社会保険労務士法の改正と、社会的貢献の推進

社会保険労務士法の改正を図り、活動分野の拡大や一人法人制度等の整備を進めます。また、どこでも年金相談ができるように社会保険労務士会による「街角の年金相談センター」の全国展開の実現を強力に推進します。

67 生活衛生サービスの安全・安心の推進

生活衛生サービスが国民・消費者にとって、安全・安心に行えるため、生活衛生営業指導センターの機能・役割を十分に発揮できるよう、日本政策金融公庫による融資の充実等の施策を行います。また、建築物の衛生環境の充実を図ります。

68 柔道整復師の活動の支援

柔道整復医療費の適正な算定基準の見直しと卒後研修の義務を目指します。柔道整復師の業務に関して法整備も含めその明確化に努めます。

69 鍼灸治療の充実

鍼灸治療が国民に身近な治療法として更に利用できるように、制度の整備に努めます。また、専門性と更なる技術の向上を積極的に支援します。

70 管理栄養士の積極的活用

今後、増加が想定される在宅療養者や高齢者に対して適切な栄養管理を提供できる体制を構築し、安心した生活を過ごせるよう、管理栄養士の積極的活用を進めます。

71 恩給の適正な水準を確保

国家・国民のために身を賭して忠誠を尽くされた方及びそのご遺族の生活を支えるための恩給は、国家補償として適正な水準を確保します。

併せて、戦没者遺骨収集と慰霊巡拝を推進します。



仕事を創り、 地域を支え、 安全安心な暮らしを守る —「手当より仕事」—

生活の原点は「雇用」であり、
その有無が地域を大きく左右します。
仕事を守るだけでなく“創る”ことにより、
活力と独自性、安全な地域で暮らせる
安心社会を実現します。

72 農林水産業の 多面的機能を評価した 「日本型直接支払い」の創設

「多面的機能新法」の制定により、国土保全や集落機能の維持など農林水産業や農山漁村のコミュニティが果たしている多面的機能を正當に評価し、日本型直接支払いの仕組みを法制化します。その中で、農業における中山間地域直接支払いや農地・水・環境保全向上対策、林業における森林整備地域活動支援、水産業における離島漁業再生支援などの仕組みを抜本的に充実・強化します。

また、地域やNPOなどが参加して農業、加工、介護など「地域社会を維持する事業」に取り組む地域マネジメント法人の育成を推進します。

73 「経営所得安定制度」で 夢と希望と誇りを持てる農業を実現

農家が望んでいるのは「戸別所得補償」という名の一過性のバラマキではなく、「再生産可能な適正価格」と「安定した所得」の両方です。全国一律ではなく、地域の自主的な努力を踏まえ、コメに加え麦・大豆、畜産、野菜・果樹など複合的

に取り組む農家や法人、集落営農など多様な担い手の経営全体を支え、流した汗が所得増大につながる「経営所得安定制度」をつくります。

また、社会性、持続性、経済性のある「集落営農の強化」を農業農村活性化に向けた最重要課題と位置づけるとともに、「JAこそ地域の担い手」との認識に立ち、協同の精神に基づき、その機能を十分に発揮するための政策を強力に推進します。

74 国産農林水産物の消費と輸出を倍増 —「平成の農地改革」で攻めの農業を実現

食料安全保障や食の安全・安心、循環型社会実現のため、「売り手によし、買い手によし、世間によし」の地産地消[※]や農商工連携[※]を強力に推進し、国産の消費を倍増します。輸出予算を戦略的に拡充するとともに、コメ、肉、果樹、水産物等を海外へ積極的に売り込むため、全国的な品目別の輸出振興組織を設立します。

また、利用重視へと抜本改正した農地法による「平成の農地改革」を強力に実行し、農地集積加速化や農地フル活用、水田汎用化[※]など土地改良事業の復元等により競争力ある“攻めの農業”を実現します。WTO、FTA等の交渉に当たっては、「多様な農業の共存」を交渉の理念とし、わが国の立場を損なうことがないよう戦略的に取り組みます。

75 都市農業の保全

子どもからお年寄りまで、都市に住む方々に新鮮で安全な食料と快適な生活環境を提供している都市農業の継続と農地保全が図られるよう、今後の都市計画制度見直しの中で法律、税制などの整備と振興施策を充実します。

76 大豆・麦対策の充実・強化

みそ・しょうゆ・とうふの材料となる大豆、めん用小麦などは日本人の食生活に欠かせない食料でありながら、その大半を輸入に頼っています。使い勝手がよく地域の自主性を生かした「産地づくり交付金」の復活強化など、畑作、水田転作の両方で政策を総動員し、大豆等の増産に向けた取り組みを強力に推進します。

77 野菜の経営安定対策の充実・強化

安全・安心で多様な国産野菜を届ける生産・加工・流通・販売・消費のシステムをつくります。そのために、現行の価格安定制度の見直しを行い、需給と価格の安定を図り、多様な野菜農家の経営を支える経営安定制度をつくります。さらに、規模拡大した産地や専門的な経営体については、それぞれの作物の特性を踏まえた所得安定対策を講じます。

78 果樹の経営安定対策の充実・強化

高品質な果実の生産に向けた基盤整備や収入補償を含めた改植対策を強化するとともに、果汁等加工仕向けの制度を充実し、需給と価格の安定対策を強化します。また、加入率の低い共済制度を加入しやすく充実したものにし、多様な果樹農家の経営を支える経営安定対策をつくります。

79 てん菜、サトウキビ等甘味資源対策の充実・強化

てん菜による輪作体系の推進や離島における基幹作物であるサトウキビ、でんぷん原料用かんしょ・ばれいしょについて、経営と所得を確保する現行制度の維持・強化を図ります。

80 お茶、花き対策の充実・強化

「茶業振興法」の制定により、生産基盤の整備、需要に応じた生産の振興、加工流通販売体制の整備、消費の拡大、輸出の促進に取り組めます。需要の増加が見込まれる花きの新品种開発や生産・流通・消費の振興を図ります。

81 畜産・酪農対策の充実

畜産・酪農の経営安定を図るため、畜種別・地域別・経営体ごとの特性に対応した、現場の声に即した畜産・酪農対策を確立します。その際、わが国の畜産・酪農分野の最大の課題である飼料自給率の向上のため、飼料国産化のためのコントラクターへの助成や廃棄される食品の再利用による「都市農場」の実現、輸入飼料の使用を抑制する助成の仕組みの導入などの対策の実現も図ります。BSE、口蹄疫、鳥インフルエンザ、豚コレラなどの発生予防や原因究明に全力を尽くすとともに、特に、初動対応の遅れにより蔓延を招いた口蹄疫について、わが党が中心になってまとめた「口蹄疫対策特別措置法」の完全実施を進め、経営再建のために万全の措置を講じます。



[※]地産地消 地域生産地域消費の略語で、地域で生産された農産物や水産物をその地域で消費すること。 [※]農商工連携 農林水産業者と商工業者がそれぞれの有する経営資源を互いに持ち寄り、新商品・新サービスの開発等に取り組むこと。この取り組みは2007年11月から動き始め、農林水産省と経済産業省が共同で支援している。
[※]水田汎用化 通常の肥培管理で麦・大豆等の畑作物を栽培できるよう、水田に排水路や暗きよを整備して水はけを良くすること。



82 “攻めの農業”の新たな展開

“攻めの農業”の新たな展開として、国内で生産できない農作物などについて、海外の農場における日本仕向けの農業生産の増大を図るため、海外の農地の確保や海外で農業に従事する若者への財政支援を行います。また、中山間地域などを含め、再生可能エネルギーを活用した植物工場の普及促進に向けた財政支援など、国内外における科学技術の最大限の利活用を図ります。

83 食の安全・安心、食育の推進、都市と農山漁村の共生・対流

生産履歴の確認が可能なトレーサビリティの対象を拡大するとともに、食品表示の義務づけの拡大と厳格化を進めます。食に対する感謝の念を育み、自ら食を選択できる能力を身につけるための食育を国民運動として展開します。また、都市と農山漁村の住民が共に行き交う共生・対流を強力に推進します。

84 鳥獣被害対策の強化

全国で拡大している鳥獣被害に対し、2年前に制定した「鳥獣被害防止法」を活用し、鳥獣の種類や地域の特性に応じて自治体が行う有効な対策を強力に支援します。また、有害鳥獣に関する知識や捕獲方法などの普及に努めます。

85 国産木材の利用促進と、「直接支払い制度」の創設

地球温暖化防止に大きく貢献する森林・林業を国家戦略として位置づけ、「森は国民全体で守る」ことを基本に、国産木材の自給率を大幅に向上させるため木材利用を促進します。

木造建築基準の見直し、瓦やイ草などの国産材料を使った安らぎのある和風住宅の普及、間伐や路網整備における森林所有者の負担軽減、緑の雇用や森林組合の充実・強化、財源確保のための森林環境税の創設、農地並みの相続税納税猶予

制度の創設、違法伐採対策などに取り組むとともに、厳しい環境下におかれている森林経営を将来にわたり持続可能なものとするための直接支払い制度をつくります。

86 漁師になろう！漁業者の所得を確保

漁業制度及び積立ぶらすを、意欲ある漁業者は誰でも加入することができ、自然災害などにも影響されない、魅力ある儲かる経営ができる使い勝手のよい制度にするため、加入要件と掛金補助のあり方など要件を抜本的に見直し、漁業者が安心して漁業に取り組める所得を確保できる経営体を実現します。

漁業経営の一層の健全化に向けて取り組む漁業者が、必要とする資金を迅速かつ円滑に融通できるよう融資制度を改正するとともに、保証制度についても無担保・無保証人でも活用できる制度を拡充し、漁業者のセーフティーネットを構築します。

87 漁船漁業の再編と老朽化した漁船の代船建造を応援

漁船漁業の生産構造を資源管理と経営が整合するよう再編を行い、老朽化した漁船には省力・省エネなどエコにも配慮した近代的な操業効率性に優れ、安全、居住性に配慮した代船建造ができる手厚い支援策を講じ、担い手や新規業者も安心して意欲を持って参入できる漁業の確立を図り、漁業を漁業者と新規業者が誇りを持って従事できる成長産業にします。

88 技術に合った漁船の規制の見直しの促進

漁船の規格や従事者の資格などの規制については、造船技術や操船、通信、位置の確定など漁船の航海に必要な機器の技術革新や技術向上により、安全な航行、操業が可能となっている現状を踏まえた見直しを行い、現在の技術水準に見合った規制緩和を積極的に進めます。

漁業になくってはならない漁船の動力についても、省力・省エネ型漁業への改革支援並びに漁業用新エネルギー開発の推進を支援します。

89 燃油や養殖餌料などの価格変動に漁業者と共同で国が責任

投機や国際的需要に左右され価格変動する燃油、養殖餌料の価格高騰に脅かされることのない安定した漁業経営の確立を目指し、漁業経営セーフティーネット制度を柔軟に発動し、漁業者が過重な負担なく操業できる自己負担の上限基準を設定し、国主導で真に安定した漁業経営ができる制度へ見

直します。漁業経営の安定のための漁業用A重油・軽油の免税・還付措置は今後も継続します。

90 消費者も安心できる衛生に配慮した多様な水産物流通システムを構築

消費者の食への多様なニーズと水産資源の維持管理や安全への関心の高まりに応えるべく、水産エコラベルの普及と水産物のブランド化を進め、誇りと意欲をもって漁業経営を継続できる浜値となるよう、漁業者が魚の値決めに関与できる仕組みを工夫します。併せて外食産業や消費者団体などとも連携し、産地と消費地をつなぐ直接取引を含む多様な流通経路を構築し、未利用魚の活用、養殖技術の開発、産地からの水産物に関する情報の発信、消費者・実需者などの水産物への要望に迅速に対応できる体制を整備します。

91 HACCPシステムの導入・普及などを支援し水産物輸出を促進

生産から加工・流通に至るまでEUなど輸入に高い安全性を求めている国への輸出にも応えるため、HACCPシステム※の導入・普及や当該システムに応じた加工・流通施設整備を積極的に支援するとともに、輸出に伴う検査・手続きを簡素化し、地域と水産業の振興、魚価の安定にも資する水産物輸出を促進します。

92 水産物の消費拡大と地産地消を推進

学校給食などの食材として水産物供給をはじめとした地産地消の取組みや教育現場での体験漁業の導入など、子ども時代から魚に親しむ食生活へ向けた取組みを進めます。併せて外食産業や地域に密着した水産加工業と連携した取り組みを支援し、消費者へ新鮮で安全な国産水産物の安定供給ができる生産から消費に至る一貫流通経路(サプライチェーン)を構築し、漁獲不漁時における消費地への供給不足の対応を図り、漁獲時期が集中した時には魚価下落が生じないよう需給調整事業などを柔軟に発動できる制度へ拡充し、水産物消費拡大に取り組む水産加工業者に対しても原料確保、加工技術開発、販路の拡大・促進など意欲的な経営ができるよう支援します。

93 水産物流通の重要な拠点である卸売市場等の機能を強化

生産者と消費者を結ぶ重要な拠点である卸売市場の機能強化を図り、消費者との直接対面による最前線での販売を営む水産物小売商等に今後も安定した経営環境の下で水産物消費拡大に取り組んでいただくよう、一貫流通経路(サプライチェーン)構築にあたっては、物流、情報流に関わる施設整

備、高度衛生管理基盤の整備、安定経営対策などへの支援を強化します。

94 漁港の機能を強化し、安全で豊かな漁村づくりを促進

地震、津波、台風などの自然災害に強く、高齢者・女性にも優しい、安全・安心に配慮した漁港の整備や施設の老朽化対策を進めるとともに、漁獲物を消費者や実需者へ自信を持って安心して出荷できるHACCPシステムなどの整備により、ブランド化、高付加価値化にも資する高度衛生管理対策などを積極的に進めます。地震、津波、台風などの災害に対し、集落排水の処理など生活環境の整った豊かで安全な漁村づくりを進めます。

95 漁場整備と種苗放流を推進し安定した水産物の供給体制を整備

わが国周辺水域の水産資源の減少傾向を転換させるため、大規模な資源増殖を目指し、漁場整備と栽培漁業を食料安定供給のための社会的インフラ事業として位置づけ、国直轄のフロンティア漁場整備事業などと種苗放流事業を地域の実情に応じて積極的に進め、水産資源を低位水準から回復させ、安心して漁業経営ができるよう支援します。

また、新しい技術の導入を含め、環境にも配慮した収益性を重視した多様な養殖漁業経営の展開を支援し、わが国固有の急峻な地形と豊かな河川・湖沼での漁場環境の改善や稚魚放流を行うなど、内水面漁業振興対策を進めます。

96 暫定水域及び暫定措置水域での安全操業を確保

日本海の暫定水域と東シナ海における暫定措置水域において、わが国漁業者が日韓・日中新漁業協定に基づいた資源管理を尊重した公平で安全な操業ができるよう、政府間で交渉を行い、安全操業を確保します。

97 漁業者の責任でない経営難には国が責任

国際条約等による規制に応じた資源管理のための漁獲制限等には、知事許可漁業等を問わず、可能な限り漁業経営への影響が最小となるような配慮を行い、漁業所得が減少する漁業者へは経営安定支援を国際減船への支援並みに行います。

食料自給率の向上と消費者へ良質な水産物を安定供給することを求められている漁業・水産業の重要性を踏まえ、漁業者の責任でない国際的な景気変動などに伴う漁業・水産業をめぐる経営環境の悪化による過去の債務処理と健全な経営が行える財務体質へ改善する施策について、引き続き検討を行います。

※HACCPシステム 食品を製造する際に工程上の危害を起こす要因（ハザード：Hazard）を分析しそれを最も効率よく管理できる部分（CCP：必須管理点）を連続的に管理して安全を確保する管理手法。

98 「漁村集落直接支払制度」を創設し水産の有する多面的機能を増進

「漁村集落直接支払制度」を創設し、漁業者による自主的な水産資源の回復への取組み支援や水産物の付加価値向上などを通じた消費者のニーズに応える安定した水産物の供給、様々な環境機能を有し多様な生物の育成空間、都市住民が潮干狩りなど海とそこに棲む生物と触れあう憩いとゆとりの場所である藻場・干潟の保全を積極的に進めるなど、環境生態系の保全など多面的機能の増進に努める活動を行う漁業者を中心とする漁村集落グループを支援します。

99 漁業・水産業への新規就業者を支援

地方の基幹産業である漁業・水産業に新しい力を注入し活力を取り戻し、漁村が活性化できるよう、新規就業希望者への細やかな情報発信を行える体制の構築を支援し、新規就業希望者を受け入れ、安心して漁業・水産業へ参入できるよう、現場研修及び講習を行う漁業協同組合などや水産関係団体・企業など受け入れ機関の体制強化への国の支援を拡充・強化し、研修期間も実質2年間とし、希望者へは更に1年間延ばし、その間、家族も安心して暮らせるよう、住居・生活費に見合う給付金を支給します。

100 漁業・水産業の専業従事者の子弟へ「就学生活給付金」を創設

就学への条件が不利な地域や父兄の所得の産業間格差によって、子弟の就学が困難となることがないよう、漁村で生活している漁業・水産業の専業従事者で、大学・大学院など高等教育の履修を目指している子弟のいる家庭が、無理なく子弟の就学に取り組めるよう、既存の奨学金に併せ、返済不要の就学生活給付金(仮称)を創設し、専業従事者の可処分所得及び子弟の就学地の物価水準に合わせた「就学生活給付金」を就学者に直接給付します。

101 漁村地域と近郊都市とのアクセス改善への創意工夫を支援

地域における他業種との連携や遊休施設・設備の有効活用によって、漁村住民が安心して生活するのに必要にも関わらず、漁村地域において立ち後れている医療機関・福祉サービス施設・文化施設利用などの利便性を向上させます。都市部において減少しているものの漁村地域は豊富に有している多面的機能を発揮し、自然に恵まれた環境とのふれあいや新鮮な食材の提供など、漁村と都市の良さをお互いに補完しあえるよう、地域住民が主体の地域振興協議会や漁協などが関係機関・施設・設備などをお互いに利活用しやすいよ

うに、スクールバスなどの空き時間の利活用を行うなど地域の創意工夫による漁村と近郊都市とのアクセスの改善努力への支援を行います。

102 有害生物の駆除と被害対策の確立

大型クラゲ、トド、ザラボヤ※グミ※カワウなど、想像を超える漁業被害を及ぼす有害生物や赤潮被害などについて、各種研究機関、わが国周辺の関係国とも密接な連携を行い、有害生物の発生メカニズムの早期解明を行い、早期の有害生物の撲滅など根本的な漁業被害発生の防止と軽減対策、有害生物発生、駆除作業に係る情報の速やかな関係漁業者への提供を行うなどの体制を整備します。

103 国民の安全と国益を守る毅然とした水産外交

公海などでの過激な環境保護団体等の人命にも関わる不当な妨害活動、不当な圧力による漁獲制限に対して、独立国家として断固とした対応を行い、カツオ・マグロ・鯨など回遊性水産資源の持続的利用を効果的に図れるよう、わが国がリーダーシップをとって科学的調査に基づいた国際的な資源管理や捕鯨問題にも取り組むなど、国民の安全と国益を守る毅然とした外交交渉を行い、ODAなど国際協力を通じた海外漁場開発も進めます。

WTO交渉やEPA・FTA交渉など貿易交渉において、先達が築き上げてきた実績と誇りを守る国際ルール作り尽力し、国益を第一に地域において重要な基幹産業である国際競争力を持てる水産業へ振興します。

104 中小企業における新商品開発と新規市場開拓支援

中小企業が大きく羽ばたくには、「売れる商品」と「商品が売れる」ことが不可欠です。「売れる商品」を開発するには、「アイデア」とそれを生み出す「人材」は言うまでもなく、「売れる！」という「目利き」ができる人が必要です。したがって、「売れる商品」を発掘できる人材と「売りたい側」がマッチングできる環境を整備します。

一方、「売れる商品」から「商品が売れる」ためには、市場の開拓が必要であり、国内はもとより、経済発展著しいアジアを中心とした市場の開拓とその市場へのビジネスルート(販売ルート)の確立に向けた支援に取り組めます。

105 地域から「日本全国」、「世界」への販促強化・支援

「売れそうなモノ」から消費者が求める「売れるモノ」の発

掘・開発にチャレンジする地元企業や生産者等を官民あげて後押しし、各々の地域で全国的、世界的にも通じる産品作り安心して専念できるよう応援します。その際、地理的な側面を背景とした域外・海外からのビジネス・チャレンジに柔軟に対応できるよう、規制等の壁を除去していきます。それらに加え、地方から都会、地方から世界へと飛躍する販促強化のため、BtoBサイト※などのICT技術の活用による実務のサポートや金融支援、販路・拠点等の早期整備を行います。アジアの需要を取り込むような、効率的かつ効果的な流通ルートを確立します。

106 エコポイントの延長・充実

地域産業の“成果”である地場産品を地元で消費するという「地元のモノを使おうキャンペーン」の精力的な展開を強力に進めます。その一環として、地域産品と交換可能なエコポイントについて、2011年度末まで延長し、対象についても現行のテレビ・冷蔵庫・エアコンに加えOA機器等も含め省エネに資するもの全てに付与します。

107 地域におけるICT利活用の促進

インターネットを活用した地域の特産品の共同受注・一括販売、消費者と直結した新たな市場の創出による地場産業の活性化、地域の観光情報を集約したポータルサイトの構築、伝統文化等をはじめとする地域ならではのコンテンツの発信による観光産業の活性化などの取組みを推進し、元気な地域社会の実現を図ります。

地域コミュニティにICT関連技術を集中的に投資して、高齢者や児童の見守り、防災情報の配信などを実施し、役立つ先進的な情報通信システムの構築、さらにそのシステムの運用のための地域における体制づくりを支援します。

108 情報通信ネットワークの安心・安全の確保

国民がICTを安心・安全に利用できる環境を整備するため、ネットワーク上の違法・有害情報やウィルス、迷惑メール等への対策を進め、情報セキュリティの確保に努めます。

学校のICT環境の整備を進め、デジタル教科書の導入や青少年のICTリテラシー(読み書き能力)を向上させる活動を推進、同時に、小・中学生の段階から情報教育の普及に努め、高度ICT人材の育成を推進します。

109 格差のないICT基盤の整備(デジタルディバイドの早期解消)

情報格差(デジタルディバイド)を放置することは、地域社会・経済の活性化や電子自治体の進展の妨げとなります。

地理的な条件に関わらず、等しく医療や教育などのサービスを受けることができるネットワーク基盤を整備するため、政府・地方公共団体・民間事業者によるブロードバンド・ゼロ地域解消とサービスの高度化を支援します。また、高齢者・障害者を含む誰もがICTの活用を通じて社会参加できるよう、使いやすいICT技術の開発、字幕放送の普及などを促進、情報バリアフリー環境の整備を推進します。携帯電話が繋がらないエリアの早期解消の実現に向けて、特に条件的に厳しい地域の整備を推進します。

110 地上デジタル放送への円滑な完全移行

国民生活に不可欠なテレビ放送については、地上デジタル対応テレビやチューナーなどのデジタル対応受信機器の更なる普及促進を図るほか、地理的条件や建造物等により受信が困難なエリアにおける難視聴対策を推進するなど、総合的な取組みを推進し、地上デジタル放送への円滑な完全移行を実現します。

111 中小企業の技術開発の支援

技術の進歩なくして企業の発展はありません。一方、中小企業単独での研究開発は、人材や資金面においても経営に大きな負担をかけてしまいます。そのため、県などが持っている研究所や地域にある大学が中小企業と連携、研究・開発ができる体制整備を支援します。特に、ものづくりにおいては、試作品の製作が商品化にとって重要であり、昨年の政府による事業仕分けで「ものづくり中小企業製品開発等支援補助金」が執行停止になりましたが、早急に復活をさせ、ものづくり産業を継続的かつ戦略的に強化します。

112 地方大学等と地域産業とのマッチング強化

地方大学や地域の工業高校等で学んだ卒業生を地元発のオリジナル人材として地域でその能力を十二分に発揮できるよう、商工会議所・商工会等の組織機能強化に向けた抜本的な対策を講じ、「地域のヒトは地域で育てる」体制を早急に整備します。これにより、学生・企業・地域の三者が共にWIN-WINの関係となれるよう、産学が連携して中小企業向け新卒者支援制度の創設等の支援を行い、高度な専門人材と地域産業とのマッチングを強化します。同時に、地元からの投資を促進させることで地方の研究機関と地元企業による技術革新や研究開発等を支援できる環境を強化し、地域独自で培った技術やノウハウを地域に還元できるサイクル作りを進めます。

113 地域に「雇用」を創出する 企業活動への支援

地域の活力と独自性、そして「絆」を生む取組みを進めるべく、「地域(中小・小規模企業)購入&再投資法」(仮称)の制定を目指します。具体的には、地域の預金を地域に還元すると地域金融機関の基本的使命を踏まえ、地域への還元について一定の指標を設定します。

また、国及び国の出先機関、地方公共団体が公共事業の発注や物品及びサービスの調達等を行う際には、地元の中小企業の受注機会に最大限の配慮を求めます。さらに、近年進出が著しい大規模小売事業者についても、地域からの購入と地場産品の後押しを定着させます。加えて、「創業・第二創業」を徹底して促進・支援し、雇用増加に結び付けます。

114 中小企業の活性化につながる 人材の育成・確保

「人材」は企業にとって命であります。しかし、中小企業においては、大企業と異なり、「人材育成・確保」というものは一企業で行うには相当に困難な場合があります。

そのため、国や県市町村等が、地域にある高校・大学と地元中小企業との「中小企業人材」に特化したマッチング事業を行い、企業側のニーズと、そのニーズに応えられる教育・研究を高校・大学が把握できるような環境整備を行います。特に、一中小企業が単独で行うのではなく、その地域の中小企業が「人材育成研究会」(仮称)のような機関を創設し、人材育成の専門家が行政や教育機関と連携がとれるような体制を整備していきます。

115 地域経済の活性化につながる 人材の育成

地域経済活性化のための農商工連携の促進や地域イノベーションの創出、ICTの利活用を進めていくには、煩雑な実務もさることながら、慢性的なコーディネーターやアドバイザー不足等が大きな悩みの種であり、ヒトづくりを疎かにすることはできません。むしろ、厳しい雇用状況かつ人口減少下だからこそ、地域における中長期的な発展を実現する観点から、中核を担えるような人材育成を産官学連携してセミナーを開催する等、重点的に支援します。

また、地域における雇用のミスマッチ解消に向け、人を必要としている産業と求職者とのマッチングに向けた産業・業種・業態構造をつぶさに分析し、それに基づく雇用シフトを進めていきます。

116 資金繰りの確保・充実

いまだ不況を脱しきれないでいる中小企業に対して、その不況から脱出できる環境を整備し、更に、将来展望につながる資金を確保するため、わが党が経済対策の一環として策定した「緊急保証」、「セーフティネット貸付」などを強化・充実していきます。加えて、新たな公的融資の枠組みを創設し、万全を期します。

一方、昨年の臨時国会で成立した「中小企業金融安定化法」について、その法律の運用及び効果等が中小企業にとってより良い制度となるよう、検証を行っていきます。この検証には、金融機関による「貸し渋り」、「貸しはがし」の実体も併せて監視し、中小企業金融の現状を把握し、求められる資金需要に的確に応えていきます。

117 公平・公正な取引環境の実現

頑張る中小企業が、大企業との取引において、不当な発注・値引き、契約を余儀なくされることのないよう、公平・公正な取引環境を実現します。「下請け代金支払遅延等防止法」・「適正取引推進のためのガイドライン」の運用強化、「下請け駆け込み寺」等の相談体制の強化を行います。

一方、大型店による地元小売業への影響(不当廉売や優越的地位の濫用)に鑑み、適正なガイドラインの運用を行います。

118 中小・小規模企業の枠組みの見直し

現在、中小企業基本法の定める線引きにより、各種施策の対象外となったり、逆に規模拡大の壁となる等、法制度が産業構造の変化に対応できていません。そのため、中小企業基本法を改正し、伸びる力のある企業が成長にメリットを感じ、伸びようとするベンチャーを含めた中小・小規模企業や分野に資金・人材が集まりやすくします。同様に、「中小企業」と「大企業」という2つの区分に加え、「中堅企業」の位置づけを明確化し、当該企業群を発展・成長へと押し上げるきめ細かな振興策を講じます。

119 中小企業の事業再編・転換への支援

足腰の強い経営体を作るには、企業内のムダを取り除き、新規事業を開拓する必要があります。そのため、企業内の不採算部門を除去し、新部門を創設するための専門家との相談体制の強化、資金上の支援等を可能とする体制を整備します。

更に、全く新しい分野へ事業転換をする場合においても、短期的ではなく、中長期の展望が切り拓けるよう、事業転換から経営の安定(経営ノウハウ、商品開発等)までトータルの視点で支援できる体制を整備します。

120 防災・災害対策

防災ニューディール(学校・住宅地・公共施設等の耐震工事)や駅等のバリアフリーの推進・ホームドアの設置等、命を守る基盤を整備します。近年の集中豪雨の増加など自然環境の変化も考慮しつつ、大規模な地震や津波、水害・土砂災害等に備え、防災・減災対策、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備促進を進めます。このため、「地震防災対策特別措置法」の見直しによる対策の充実・強化を行うとともに「津波対策の推進に関する法律」を成立させます。また、八ッ場ダムを完成させ、一都五県の水需要を確保し、沿線地域に洪水被害を起こさせません。

121 総合的な災害応急体制の整備

災害時要援護者の避難支援、消防等地域防災力の向上を図り、防災無線のデジタル化の推進や市町村消防の広域化の推進、緊急消防援助隊の充実・強化により、災害応急体制をハード・ソフト両面から連携させます。

また、全国瞬時警報システム(J-ALERT)[※]や震度情報ネットワークを整備し、消防防災ヘリコプターの24時間運用を強化するなど、災害緊急情報伝達・収集ネットワークの充実を図ります。

122 国民に約束した国の基幹ネットワークを含む 道路網の整備

高速道路会社の民営化と受益者負担の原則を堅持し、高速道路は無料化しません。高速道路のミッシングリンクを解消するとともに、新たな国費を投入することなく国民の利便性に資する割引制度を維持・拡充し、分かりやすいものに見直します。「命の道」や生活道路・通学路の安全対策など、地域生活に不可欠な道路等については、B/C(費用便益比)にとらわれることなく、積極的に整備を進めます。

123 総合的な交通体系の整備

「生活の足」となる地域公共交通の確保と利便性を向上させるとともに、羽田-成田間のリニア、横田の空域返還等、空港・港湾や高速道路等の基幹ネットワーク作りを着実に進め、国際競争力に資する総合的な交通体系を整備します。整備新幹線は、既着工区間について早期完成させるとともに、未着工区間(新函館-札幌間、金沢-敦賀間、諫早-長崎間)については、平成22年中の認可・着工を目指します。超電導リニア(超電導磁気浮上式鉄道)は、中央新幹線の計画の具体化を早急に図り、着工を目指します。フリーゲージトレイン(軌間可変電車)[※]についても、その実現を目指します。

モーダルシフト[※]の推進やCO₂削減の観点から、交通体系全般を見直します。

124 世界に対して競争できる 航空・空港環境を整備

航空自由化(オープンスカイ)[※]の一層の推進を図るとともに、空港整備勘定(空港整備特別会計)の見直しや着陸料・航燃税等を逓減し、アジア諸国や格安航空会社との競争に備えた環境を整備します。また、世界に対して競争できる航空・空港環境を整備するとともに、国民生活に必要な路線ネットワーク網を維持します。日本航空の再建については、第二の国鉄としないよう、着実な再建を図ります。

125 地方の良質な建設産業を守り 「未来への投資」を実施

現在の経済危機を乗り越えるため、この3年間は積極的な財政出動を行い、日本経済と地域経済を立て直すとともに、地域の発展と安全を支える良質な建設業を守り、将来のために必要な成長基盤や安全・安心基盤である社会資本の前倒し整備を進めます。また、わが国の優れた交通システムや水ビジネス等を海外に輸出し、世界に貢献します。PFI法を改正し、地域の活性化等を行います。

126 公共工事現場における適正な賃金の確保

建設業の健全な発展のため、公共工事現場において適正な賃金の確保を図り、建設労働者、建築職人の生活を守ります。

127 住宅の資産価値を高め、 ライフステージに応じた住まい方を推進

住宅ストックを重要な国富として位置づけ、総合的な住宅税制・融資等支援制度、規制緩和等を通じ、住宅を資産として残せる「ストック社会」を実現します。負担力の低い若年者を含めたライフステージの各段階や多様な働き方・暮らし方に応じたゆとりある住環境を獲得できるよう、長期優良住宅(200年住宅等)の供給、既存ストックの資産価値を維持増大させる耐震・省エネ・バリアフリー化などのリフォーム、住み替え・中古流通のための市場環境整備を進めます。また、少子・高齢社会に対応し、子育て世帯や高齢者等が安心して生活できるよう、子育て施設やケア施設と住宅の併設・近接を推進するとともに、安心して生活できる賃貸住宅や2世帯・3世帯住宅の供給を推進します。

[※]全国瞬時警報システム(J-ALERT) 通信衛星と市町村の同報系防災行政無線を利用し、緊急情報を住民へ瞬時に伝達するシステム。
[※]フリーゲージトレイン(軌間可変電車) 線路の幅(軌間)に合わせて線路上を走行可能な電車。
[※]モーダルシフト 貨物や人の輸送手段の転換を図ること。具体的には、自動車や航空機による輸送を鉄道や船舶による輸送で代替すること。
[※]航空自由化(オープンスカイ) オープンスカイ協定とは、航空会社が二国間或いは地域内の各国において空港の発着枠、路線、便数などを決められる航空協定。



128 地方の活性化と都市生活者のゆとりを実現する移住・二地域居住の推進

住民の流動により、地方で眠っている施設・住宅・人材の有効活用を行うとともに、都市生活者が趣味志向や価値観に合わせ自分らしい生活や「シーズン・ステイ」※などを実現することにより、心身ともに健康になれる社会を目指します。自転車専用道を確保し、環境と健康に良い、歩いて暮らせるコンパクトシティ作りを進めます。

129 観光立国の実現

ビジット・ジャパン・キャンペーンの高度化や入国審査の円滑化により「観光立国」を実現します。また、無電柱化の集中実施や景観に配慮したまちづくりなどによる魅力ある観光地の整備、休暇の取得・分散化、観光産業の育成により、観光を通じた地域活性化を進めます。旅館・ホテル等のNHK受信料の大口契約について検討を進めます。

130 総額2兆円の緊急交付金の実施

地方公共団体が特色ある政策を速やかに実施できるよう、われわれが“政治主導”で創設した臨時交付金を復活させ、地域を守ります。当面は、地方公共団体が地域経済活性化や雇用創出に活用できる「地域経済対策緊急交付金」(1兆円)と「地域雇用創出緊急交付金」(1兆円)を実現します。

131 地方税財政の充実

景気の急激な悪化に伴い地方財政は深刻な状況にありますが、過疎地や離島などの税源に乏しく財政力の弱い地域を含め、いずれの地域においても、福祉・医療や教育等のサービス、警察・防災などの安全・安心に関わるサービス、住民に身近な社会資本の整備など、住民が生活に必要な行政サービスを受けられるようにする必要があります。

地方一般財源の充実・強化を図るため、平成21年度税制改正法附則と「中期プログラム」に基づき税制の抜本的改革

に取り組む際には、地方消費税の充実、地方交付税の法定率の見直し、地方法人課税のあり方の見直しによる地域間税源の偏在是正などを検討します。その際、地方の固有財源について明確にします。

132 地方分権の推進策

地方分権改革の当面の推進策として、①地方分権改革推進委員会の第3次勧告を踏まえ、義務付け・枠付けの見直しを実施、②地方公共団体の安定的な財政運営に不可欠な地方税、地方交付税等の一般財源を確保、③直轄事業を基幹的・広域的な事業に限定するとともに自治体との事前協議・情報開示の徹底などを基本として、直轄事業負担金制度を抜本的に見直し、④国の出先機関を地方分権改革推進委員会の勧告に沿って廃止・縮小を実施することとします。また、道州制の導入にあわせて、地方出先機関の一元化等を推進します。

133 分権の推進に伴う地方の機能強化

国と地方の徹底的な議論が行えるよう、全国知事会など地方六団体の法的位置づけの明確化を図ります。また、地方分権の推進に伴い役割が拡大する地方議会を充実・強化するため、議会の諸機能を強化するとともに、政治活動との区別を踏まえ、住民意思の把握などを含めた地方議会議員の職責・職務の範囲を法制化し、明確化することを目指します。

134 指定都市制度のあり方の見直し

指定都市制度は創設から50年以上が経過し、この間、指定都市を取り巻く環境も大きく変化しています。指定都市が地域特性や実情にあわせた行政を担うことができるよう、広域自治体と指定都市のあり方などについて検討します。

135 道州制の推進

民主党政権が掲げる「地域主権」は、あいまいなキャッチコピーにすぎません。わが党が目指す地方分権型国家には、住民に身近な行政は市町村、広域的な行政や市町村間の調整は道州がそれぞれ担い、国は外交・防衛など国家全体の利益に直接関わる事務に限定するという明確なビジョンがあります。道州制の導入による地方分権の推進を図るため、道州制基本法を早期に制定します。

136 地域力の創造

少子・高齢化や人口減少が進行する中で、地域経済を活性化し、魅力あふれる地域を形成していくためには、地方にお

ける人口定住を図るとともに、地域間格差を是正することが重要です。

このような観点から、地域医療、公共交通、産業振興など、地域の様々な政策課題について、「集約とネットワーク」の考え方により、中心市と周辺市町村の相互連携を強化する定住自立圏構想を推進します。全国の中心市を核として圏域の形成を促進するとともに、重点投資により内需を振興し、圏域全体の経済を活性化していきます。

137 地方への定住促進

少子・高齢化や人口減少の進行が著しい地方においては、地域力の維持・強化を図るため、担い手の確保が特に重要な課題となっています。一方、都市住民の間では、地域での生活や地域社会への貢献について、ニーズの高まりがみられます。

このため、大都市に住む意欲ある若者たちが、地方で水源保全活動や農林漁業の応援などの地域協力活動に取り組むことができる環境を整備します。また、若者たちの定住・定着に取り組む地方自治体を支援します。

138 地域を支える人材の創出

個性豊かで誇りある地域づくりに向けて、歴史文化や気候風土といった地域資源を生かしていくのは人材の力です。地域の発想による独自の取組みによって魅力ある地域に生まれ変わるよう、地方交付税等による財政支援に加えて、民間アドバイザー派遣等の人材支援を推進します。

元気なまちづくりに挑むあらゆる人材の能力を高めるため、相互交流や知識・ノウハウ習得を促進し、地域の人材力の向上を応援します。

139 高齢者の社会参画、70歳現役社会実現

社会変化に伴う時代のニーズに的確に対応するべく、健康寿命を延ばし、働く意欲のある高齢者の方々が生涯現役として働きやすい社会の実現に向け、65歳までの雇用の着実な実現や定年延長等に加え、「70歳はつつ現役プラン」として50歳代からの定年後のキャリア形成についてカウンセリング等の支援と教育訓練を行います。シルバー人材センターの活用に加え、高齢者の方々の起業や就職についても後押しします。更に、職域の拡大や処遇の改善に取り組む事業者に対する支援とともに、65歳以上の方を継続して雇い入れる事業者に対する助成も行います。

働く意欲のある高齢者の方々が生涯現役として働きやすい環境を整え、「70歳現役社会 — 生涯現役社会」を実現します。

140 女性の就業実現

女性への就労支援、特に子育て中の母親への支援として、再就職に積極的に取り組む企業に対する支援制度の創設、マザーズハローワーク事業の拡充等を実施するとともに、資格取得についても支援し、就業と出産・育児の両立が可能な環境を整えます。新しい家族像、家族ビジョンを踏まえ、夫婦が共に働き、共に家事を負担(協働・分担)できるワークライフバランスを推進します。大都市部を中心に保育所の拡充を図るとともに、放課後児童クラブのより一層の量的・質的向上だけでなく、待機児童が多い地域における自治体の取組みについても支援します。

141 若者の就職応援

若者について、公的機関と大学が連携し、新規学卒就職できなかった人を孤立化させない取組みを行います。技能・技術、実践的知識を身につける職業教育の強化、年長フリーター等(25歳~39歳)を重点とした正規雇用化の支援や新卒者支援制度の創設、産学官が連携しての人材育成等を活用します。それにより、後継者不足の業種等、人を必要としている産業への雇用システム・求職マッチングを円滑かつ強力に支援します。

142 福祉分野における働く場の拡大と処遇の改善

福祉(医療・介護・子育て)分野において地方の方々の働く場の大幅拡大と処遇の改善を図ります。

143 テレワークの推進

場所と時間にとらわれない柔軟な働き方を可能とするテレワーク※の一層の普及を推進し、地方の在住者、育児中の夫婦、高齢者・障害者等の就業機会の拡大を図ることにより、ワークライフバランスの確保や豊かな生活を実感できる社会を実現します。2015年までに、少子・高齢化のセーフティーネット等に資する在宅型テレワーカーを倍増し、700万人とします。

144 地域コミュニティの連帯と再生

弱体化した地域の絆を再生するため、町内会や自治会など地域に根ざした活動を行う団体を支援する「コミュニティ活動基本法」を制定します。また、地域や社会に貢献する活動をポイント制で評価する仕組み(有徳ポイント制度)を創ります。

145 商店街の活性化

地域住民から商店街に寄せられる「地域コミュニティの担い手」としての期待はこれまで以上に高まっている中、経営指導や商店街で起業・新業態開発への研修等とエンジェル税制を活用しての空き店舗の有効利用や公共交通機関と連結したアーケードや駐車場・駐輪場の整備、省エネ型街路灯の設置等、商店街再生に向けた意欲的な取組みに対するソフト・ハード両面での支援を行い、高齢化や安全安心、環境等の社会課題へ配慮した街づくりと一体となった“身近で快適な”商店街づくりを進めます。駅前や中心市街地等の賑わいを取り戻すことによって、地域経済の再生だけでなく、地域のつながりを高めます。

146 消防団の充実・強化

首都直下型地震、東海・東南海、南海地震などの大地震への対応が緊急の課題となっています。身近な地域の安全・安心を確保するため、消防団の資機材の充実・強化、消防団員の確保・自主防災組織の活性化など地域の防災力の強化を図るとともに、防災拠点となる公共施設の耐震化を促進します。

147 地域で活動する団体やNPO法人の育成・支援

「特定非営利活動促進法」(NPO法)の改正、認定NPO法人制度の大幅拡充・簡素化によって、誰もが参加しやすい社会活動・NPO法人などボランティア組織の育成・支援策に取り組めます。

148 離島対策の充実

離島航路が本土における国道と同じ役割を果たしていることを踏まえ、「離島航路航空路整備法」により離島住民の交通手段(航路・空路)を確保するための国の役割を明確にし、人流・物流面での格差是正を実現します。また、高校の無い島から本土や他の島の高校に進学せざるを得ない場合に、居住費、通学費に対する財政支援を実現します。更に、離島医療対策、漂流・漂着ゴミ対策を行うとともに、地上デジタル放送への円滑な移行など情報格差の是正に取り組めます。

奄美、小笠原、一般離島について、補助率のかさ上げ、本土と離島間の石油輸送コストの全額補助等の措置を講じます。

149 過疎地域対策の充実

わが党の主導により、「過疎地域自立促進特別措置法」が拡充延長されました。改正法には、過疎地域の方々から要望が大きかったソフト事業への過疎債の活用を盛り込み、医師確保やコミュニティバスの活用など過疎地の実情に即した対策ができるようにしています。

わが党は、引き続き過疎地域の現状と課題を受け止め、積極的な対策に取り組んでいきます。

150 「原子力発電施設等立地地域振興特別措置法」の拡充・延長

安全・安心を大前提とし、原発立地地域の住民からも信頼されるよう運用に万全を期します。同時に、地域振興という観点から「原子力発電施設等立地地域振興特別措置法」の改正を行い、10年間延長させるとともに、特例措置の対象範囲拡大や対象事業の国の負担割合の引き上げなど、施策の充実を図ります。

151 消費者行政を推進し、国民の消費生活の安定を支援

消費者庁や消費者委員会の更なる充実を図り、消費者が安全で安心して豊かな消費生活を営むことができる社会の実現、国民の誰もがアクセスしやすい「ワンストップ窓口」など人材の支援・育成、消費者相談体制・行政処分の執行体制、財政支援のあり方等も含めた地方消費者行政の抜本的な強化や資金ニーズに応える政策金融の充実を目指します。また、小額多数被害者の救済を実行するため、消費者団体訴訟制度を充実します。更に、国民の消費生活の自立を支援できるよう、情報を知る機会や環境整備を、総合的かつ一体的に推進する「消費者教育の推進に関する法律案」(仮称)を成立させます。

152 「世界一安全な国をつくる8つの宣言」による治安対策の強化

平成20年に策定した「世界一安全な国をつくる8つの宣言」により、犯罪に強いまちづくりの推進、振り込め詐欺の撲滅、生活の安全・安心を脅かす事案への対応、凶悪犯罪への対応、サイバー空間の安全確保、組織犯罪対策の推進、銃器・薬物乱用対策の推進、テロ対策の推進、不法滞在者対策の推進、客観的証拠の収集方法の整備、死因究明体制の強化等を推進します。また、次期国会にて「地域住民等による安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に関する法律案」を成立させ、住民パトロールなどの治安対策に邁進している方々を支援します。

153 犯罪被害者等基本計画を改定

わが党が犯罪被害者団体・被害者支援団体とともに作り上げた犯罪被害者等基本法施行後5年が経過し、この間、犯罪被害給付制度の拡充(平成20年7月)、刑事裁判への被害者参加制度・被害者参加人のための国選弁護制度(同年12

月)、損害賠償命令制度創設(同年12月)、少年審判傍聴制度創設(同年12月)など多くの施策が実施されました。しかし、犯罪被害者団体と被害者支援団体への財政的支援は不十分で、経済的支援を必要とする被害者のための基金の創設も残された大きな課題です。国民の誰もが犯罪被害者となる可能性が高まっている今、犯罪被害者の視点に立った施策の充実のため、犯罪被害者等基本計画を改定して残された課題の解決を図ります。

154 交通事故死者数を半減

現在、年間5千人弱の交通事故死者数が、今後6年間で半分以下となるよう、飲酒運転の根絶、高齢者の交通事故対策、ITSの高度化により安全を高めるための安全運転支援システムの実現など、総合的な交通安全対策を推進します。

155 自殺対策を強化

わが国における自殺死亡者数は、平成10年以降12年連続して3万人を超える高い水準で推移しています。このため、自殺死亡者数を今後6年間で平成21年度比30%以上減少させるため、産業医・専門医への紹介や国の専門職員の質の充実、健康診断で精神患者チェックを盛り込む等、うつ病の早期発見に向けた社会としての対策を図ります。更に、自殺を考えている人を一人でも多く救うため、鉄道駅のホームドア設置など、目に見える対策を推進します。

156 青少年健全育成の推進

近年の青少年の非行や犯罪被害等の深刻な状況に対し、青少年を健全に育むことができるよう、「青少年健全育成基本法」の制定をはじめ有効な法整備を図るとともに、青少年を取り巻く有害社会環境の適正化のための事業者等による自主規制のあり方など総合的な施策を推進します。また、インターネット上の有害情報による犯罪被害を防止し、青少年の安全・安心なインターネット利用に向けた施策を推進します。

一人ひとりが社会生活を円滑に営むことができるよう、地域の連携を強化し、ニート・フリーター等困難を抱える若者への支援を推進します。また、若者自立塾の整備・拡充を図ります。

157 男女共同参画・DV被害者に対する相談体制の強化

地域、職場、家庭などあらゆる場面で、世代を超え男女ともに活躍できる社会環境づくりを推進します。また、配偶者からの暴力をはじめとする、女性に対する暴力の根絶に向けた取り組みを図るため、DV[※]被害者に対する相談体制の強化、特に婦人相談所等での夜間・土日対応の強化について推進します。

[※]DV 「ドメスティック・バイオレンス」または「DV」とは、同居関係にある配偶者、内縁関係や、両親・子・兄弟・親戚などの家族から受ける家庭内暴力。



緑の地球と豊かな自然を守ります

美しい地球を

次世代の子どもたちに残すことは、
いまを生きる私達の責任です。
気候変動枠組条約の国際交渉の
こう着状態を打開するため、
新しい枠組みづくりに向け、
わが国が主導力を発揮します。

158 温室効果ガス削減のための全く新しい国際的枠組みを提唱

気候変動枠組条約についての国際交渉のこう着状態を打開するため、日本発で新たな温暖化ガス削減の世界的な枠組みづくりを提唱します。

アフリカの奥地にまで最先端の温暖化ガス削減技術を普及させるため、自然体で導入される技術が導入された場合のコストと、最先端の技術を導入したコストの差額を、新たに世界レベルで設置される基金(地球救済基金(仮称))から補填します。

基金の財源は、各国間の競争条件に大きな変化を与えない共通炭素税や国際連帯税といった、新たなグローバルな負担システムを構築することで賄います。これにより、途上国等には、最先端技術を導入する強いインセンティブが働くと同時に、技術を出す先進国側にも負担がありません。

159 温暖化ガス排出量を 20年までに05年比で15%削減

「低炭素社会づくり推進基本法」を制定し、全ての主要排出国の参加による衡平で実効的なポスト京都[※]の国際枠組み作りを主導し、主要経済国の参加の下に2050年までの長期目標として温暖化ガス排出量の80%削減、2020年までの中期目標として2005年比15%削減(国内排出量削減分)を掲げて、世界に誇れるような低炭素社会の実現を目指します。

なお、過度な規制等が企業の国外追い出しにつながり、大幅な雇用機会が失われることのないよう、新規産業や雇用創出、産業の国際競争力の強化、更にはエネルギー安全保障の確保の観点を踏まえ、新しい文明社会である低炭素社会づくりにまい進します。

160 再生可能エネルギーを 20%まで引き上げ

2020年を目途に最終エネルギー消費量の20%を再生可能エネルギーとすることを目指します。

このため、①太陽光発電量世界一の座の奪還を目指し、再生可能エネルギーの固定価格買取制度導入や全公共施設への太陽光パネル設置等により太陽光発電を現状の20倍規模に拡大、②地熱発電所建設促進のために、自然環境・景観に十分に配慮しつつ国立公園内等に地熱発電所を設置可能とする等の規制緩和、③電力系統の高度化の促進、④電気事業者による再生可能エネルギーの利用促進等に取り組みます。

更に廃棄物等を有効活用するようなバイオマスエネルギーの拡大、様々なタイプの風力発電や小水力発電の開発・普及などを図ります。



[※]ポスト京都 京都議定書の削減対象期間である2008年～2012年以降の、世界の温室効果ガス削減の枠組みとして議論されている、気候変動枠組条約の「新たな目標」の通称。
[※]フルサーマル計画 使用済み核燃料を再処理して取り出したプルトニウムとウランの酸化物を混ぜた「MOX燃料」をふつうの原発で燃やす計画。ウランの有効利用と、核兵器になりうる余剰プルトニウムを持たないという国際協約を果たすとしている。
[※]核燃料サイクル 鉱山からの鉱石の採掘、精錬、ウランの濃縮、核燃料(燃料集合体)への加工、原子力発電所での発電、原子力発電所から出た使用済み核燃料を、再処理して、核燃料として使用できるようにすること、および放射性廃棄物の処理処分を含む、一連の流れ。
[※]高レベル放射性廃棄物 放射能物質を含む廃棄物の総称。これらは主に、原子力発電所および核燃料製造施設、核兵器関連施設などの、核関連施設または放射性同位体を使用する実験施設や病院の検査部門から出るガンマ線源の廃棄等で排出される。
[※]再生可能エネルギー 自然界に存在し繰り返される現象であるエネルギー流に由来し、かつ自然界の営みによってこれを利用するのと同等以上の速度で再生されるエネルギー源(またはそこから発生するエネルギーそのもの)。

161 原子力政策の推進

地球温暖化問題の解決には、地球温暖化ガスを発生させない原子力発電所の活用は不可欠であり、その政策を強力に推進し、わが国のエネルギーセキュリティ(安全保障)、需要及び環境問題に因應するため、その増設も含め、体制を整備します。

一方、今後のエネルギー需給とわが国原子力技術の国際展開を強力に進めるため、設備利用率の改善等による発電量に占める原子力の比率の向上に向け、整備点検や国の安全審査体制のあり方を再検討し、国際的にも信頼される原子力政策を推進します。また、プルサーマル計画[※]を更に推進するとともに、核燃料サイクル[※]や高レベル放射性廃棄物[※]等の処分に関わる体制を整備するため、国民の理解を得る努力を続けます。

162 エネルギーセキュリティ(安全保障)政策の実現

わが国で消費されるエネルギーは、ほとんどが輸入に依存しています。当然、わが国経済は、原油価格等、世界のエネルギー動向に大きな影響を受けます。一昨年の世界的な原油価格の高騰はわが国経済に暗い影を落としたことも記憶に新しいところです。資源小国の日本にとって、エネルギーセキュリティ(安全保障)は大きな課題の一つです。

そのため、エネルギー自給率(現在18%;原子力含む)を改善し、2030年には30~40%程度を目指すとともに、再生可能エネルギー[※]を含めたゼロ・エミッション電源の比率を現在の34%から2020年で50%、2030年以降は70%程度まで高めます。

163 石油・石炭・天然ガス等基幹エネルギーの確保

石油をはじめとした石炭、天然ガス等基幹的なエネルギーを安定的に確保するため、わが国の先端技術を通じた支援等により戦略的な資源外交を展開するとともに、こうした資源の乱高下に対応できる体制を早期に整備します。そして、「低炭素社会」の実現には、化石燃料の確保に戦略的に取り組むだけでなく、わが国の卓越した先端的環境エネルギー技術を發揮して産業部門や運輸部門、民生部門等でのエネルギー需給の効率化と燃料転換を図ります。天然ガスとともにCO₂排出量の少ないガス体エネルギーとして低炭素社会の実現に貢献できるLPガスについては、その普及・促進を図るため、高効率ガス機器やLPG車の導入・普及の後押しと燃料転換を進めます。

164 フロン類対策の推進

地球温暖化の原因ともなるフロン類の適正かつ確実な回収・

破壊、生産・使用の抑制に資する代替物質の開発並びに使用可能な代替物質を用いた製品の普及により、その排出量削減を促進します。

165 エコカー世界最速普及とモーダルシフト

環境にやさしいエコカーについて、補助制度により買い換えを進めます。自動車グリーン税制と併せ、1年間で100万台程度の需要を増やし、2020年までに新車販売のうち2台に1台の割合で普及を図ります。

更に、開発競争をリードし、電気自動車の量販・量産を開始するなど、地球温暖化対策に貢献するとともに、わが国経済の発展につなげることを目指し、電気自動車やハイブリッドカーなどのエコカーの世界最速普及を進めます。

また、鉄道、船舶等による物資の流通の促進、公共交通機関の利用者の利便性の増進、歩道及び自転車道の整備等により、モーダルシフト(自動車から温室効果ガス排出量がより少ない交通手段への転換)を促進します。

166 エコハウス化の加速

2030年までに新築公共建築物でのエコハウス化[※]の実現を目指し、建築物のゼロ・エミッション化を加速するとともに、断熱住宅を新築住宅の80%にするなど住宅等の省エネ化(エコハウス化)を加速します。

167 国全体を低炭素化へ動かす 仕組みの検討

低炭素の社会経済のあり方を目指し、あらゆる部門の排出削減を進めるため、経済的支援や規制的措施を講じます。排出量取引については、国内における温室効果ガスの排出量取引に係る試行的実施の状況の評価を踏まえ、その対応についての方針を決定し、当該方針に基づき、必要な措置を講じます。

また、低炭素化を促進する観点から、国民経済及び産業の国際競争力に与える影響等を踏まえつつ、経済社会及び国民の生活行動の変化を招来するよう、環境税の検討を含め税制全般を横断的に見直し、税制全体の一層のグリーン化を推進します。

168 環境ビジネスの推進

優れた環境技術・ビジネスを、地球環境保全に貢献しつつ、わが国の経済成長の原動力とするため、新技術の開発支援と海外も視野に入れた普及、環境ビジネスへの投融資等を通じた環境金融の普及を積極的に推進します。特に温室効果ガス排出量削減等に役立つ新事業の創出を促進します。

[※]エコハウス(化) 環境への負荷を低減した住宅。環境共生住宅、環境負荷低減住宅、エコロジー住宅などともいわれる。
[※]スマートグリッド 人工知能や通信機能を搭載した計測機器等を設置して電力需給を自動的に調整する機能を持たせる事により、電力供給を人の手を介さず最適化できるようにした電力網。
[※]CCS(二酸化炭素分離貯留) 気体として大気中に放出された、あるいは放出される直前の二酸化炭素を人為的に集め、地中・水中などに封じ込めること、また、その技術。

さらに、マーケットにおいて環境性能に高い価値が与えられるよう、エコポイントの一層の普及や製品・サービス毎の環境情報の「見える化」を進めます。

また、新しい環境ビジネスモデルとして、国民や事業者が自らのCO₂排出をクレジットの購入により相殺する「カーボン・オフセット」制度の普及を図ります。

169 参議院選挙で排出する 二酸化炭素のオフセットを実施

まず、隼より始めよ。自民党候補者が選挙活動で排出する二酸化炭素排出量に見合う分量をオフセットします。

170 環境分野における 新ターゲット・ポリシーの展開

蓄電池・燃料電池、次世代自動車、スマートグリッド[※]など、開発が先行した場合に莫大な需要が見込まれる技術開発分野をナショナルプロジェクトとして選定します。

また、日本の強みである省エネルギー技術等をより普及させます。例えば、鉄鋼をはじめとするわが国製造業の卓越したエネルギー効率、最高水準を示す石炭火力発電の熱効率、ヒートポンプ、電気自動車、蓄電池などの先進技術の普及を図るとともに、CCS(二酸化炭素分離貯留)[※]やスマートグリッド等の新技術を開発して、世界の二酸化炭素削減に貢献します。

171 低炭素社会を進める 人づくりと環境教育の推進

持続可能な開発のための教育(ESD)の10年の取組み等を推進することで、低炭素社会を主役となって支える人づくりを進めます。また、アジアにおける人づくりにも貢献します。

更に、環境の保全に関する教育及び学習(環境教育)の振興、広報活動の充実等を図るとともに、草の根からの取組みを支援します。特に、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場における環境教育の充実を図るため、教材の開発、人材の育成、環境に配慮した学校施設及び学習環境の整備等を促進します。

また、こうした環境教育・環境保全活動の推進の基盤的制度である環境教育・環境保全活動推進法について、学校における環境教育の充実等に資する改正を行います。

172 国民運動の推進

事業者、国民等の間で、低炭素社会づくりについての関心と理解を深めます。更に、国民一人ひとりの自主的な行動による低炭

素社会の構築に向けた国民運動を盛り上げ、毎年7月7日の「クールアース・デー」などを活用した様々な広報・イベント等により、ライフスタイル・ビジネススタイルの転換を訴えていきます。

173 地球温暖化に対する適応策の推進

地球温暖化に対する適応のための対策を推進するため、生物の多様性の保全、国民の生命及び健康の保持、生活環境の保全、農林漁業の生産力の維持、社会資本の整備、災害による被害の防止、その他の必要な措置を総合的かつ計画的に講じます。

特に、地球温暖化の影響に関する観測及び監視の体制を強化するとともに、生物多様性の保全、感染症等の予防、農作物の品種改良、洪水、高潮、渇水、干ばつ、土砂災害等による被害防止等、地球温暖化に対する適応のための対策を総合的かつ計画的に推進します。

174 温室効果ガス排出量等の情報開示の促進

温室効果ガスの排出及び吸収量の状況、低炭素社会づくりのために必要な措置の進捗状況等に関する統計の整備及び充実、集計及びその結果の迅速な公表、その他の必要な措置を講じます。

また、低炭素社会づくりに配慮した事業活動が経済社会の幅広い主体から評価されるよう、温室効果ガスの排出量、その他の事業活動に伴って排出する温室効果ガスの情報開示を促進します。

175 グリーンICTの利用促進

情報通信システムの利用により、温室効果ガスの排出量削減を促進するとともに、エネルギーの使用、人の往来及び物資の流通・生産及び消費の合理化等を促進します。

176 COP10に向けた国際的リーダーシップの発揮

2010年に愛知県名古屋市で開催されるCOP10(生物多様性条約第10回締約国会議)の成功に向けて、国際的なリーダーシップを発揮するとともに、生物多様性確保先進国を目指します。

177 豊かな自然環境を取り戻す仕組みづくり

時代の流れを先取りし、戦後の開発推進の過程で失われた鎮守の森や里山の復活や生物多様性の確保など、人口減少の状況を踏まえつつ、豊かな自然環境を取り戻していく大きな仕組みづくりに挑戦します。

今後のわが国の街づくり・インフラ整備・地域開発においては、人口減少時代を踏まえつつ、より環境に配慮した取組

みが求められます。コンパクトで人や環境に優しいまちづくり、地域づくりを進めるとともに、市街地を取り巻く鎮守の森や里山を復活・活性化させ、生物多様性の確保等を行います。これらにより、都市機能と豊かな自然環境が共存する21世紀型の持続可能な都市・生活空間をつくります。

178 生物多様性の恵みを実感できる 国立公園等の実現

美しい国・日本を代表する自然を有する国立公園等をより魅力あるものとするため、平成21年5月に成立した改正国立公園法等を踏まえ、国立公園等における生態系の維持回復や海域保全等を推進します。

また、自然とのふれあいの場の整備、エコツーリズムの推進、温泉資源の保護等を通じ、自然環境を守りながらその活用を図るとともに、レンジャー(自然保護官)の活動や自然を守るNPO活動を盛り立てていきます。

179 希少な動植物の保護と管理

農業や生態系等への被害が深刻な野生鳥獣の保護管理対策を強化するため、県を越える広域的対応の推進、人材育成等に取り組めます。また、トキなどの希少種の野生復帰や外来生物による生態系への被害の防止を図ります。

180 愛護動物と共生する社会の実現

「動物愛護管理法」を改正し「犬猫の大量殺処分」を無くするとともに、ドッグラン施設等の整備に力を入れ、愛護動物と共生できる社会をつくります。

181 地域の特性を活かした循環型社会づくり

わが国において先進的な循環型社会の構築を一層進めるため、「もったいない」の心を活かし、廃棄物の発生抑制(リデュース)・再利用(リユース)・再生利用(リサイクル)の「3R」の取組みを広げていくほか、国と市町村等が協力して、廃棄物エネルギー利用やバイオマス利活用を進めるとともに、地域内外のネットワークによる連携を後押しすることなどを通じ、地域の特性に即した低炭素の循環型社会づくりを加速します。

182 生活排水対策の推進と不法投棄の撲滅

効率的な生活排水対策を進めるため、市町村等や国民の理解を得つつ、合併浄化槽の普及促進と管理の適正化に向けた体制整備を進めます。

また、産業廃棄物の適正処理を確保するとともに、わが国の美しい国土を守るためにも、ごみ不法投棄撲滅に向けた未然防止・早期対応の取組みを推進していきます。



183 子どもの健康と環境

国民が安心して暮らせる安全で豊かな環境を保全することは、政府としての基本的な務めです。そのため、次世代を担う子どもたちが健やかに育つ環境の実現に向け、環境中の化学物質が子どもの発育に与える影響の解明に取り組めます。また、国際潮流を踏まえつつ、すべての化学物質を視野に入れた安全性評価・管理等を推進します。

184 大気・水・土壌等の安全・安心な環境の保全

水や大気などの環境保全については、新たな課題である微小粒子状物質(PM2.5)や漸増・広域化の傾向にある光化学オキシダント、湖沼及び内湾の底層の貧酸素化などへの対応が求められており、これらの課題に取り組めます。特に自然の恵み豊かな沿岸域(いわゆる「里海」)の創生やそれぞれの湖沼の特色に応じた豊かな湖沼環境の再生を図ります。また、「海岸漂着物処理推進法」に基づく取組みを推進するとともに、重点的な地区における対策を進め、海洋環境の

保全を図ります。更に、工場跡地等の土壌汚染について、「改正土壌汚染対策法」に基づき対策を着実に進めます。

185 公害健康被害対策等の着実な実施

水俣病問題の解決、アスベスト被害者の救済やアスベスト対策に取り組むなど、公害健康被害対策を着実に実施します。

また、国内における毒ガス弾問題について、環境調査など必要な対策を引き続き推進します。

186 民有地の緑化推進と 「緑化版エコポイント制度」の創設

都市公園に加えて民有地等の緑化(民有地等における植栽、芝生化、屋上・壁面緑化等)を推進するため、植栽樹木の種類、樹齢、樹形等の条件に応じてエコポイントを付与するとともに、植栽後においても緑被率に応じて毎年ポイントを付与または電気等の公共料金をポイント分減免するなどの「緑化版エコポイント制度」を創設します。



外交を立て直し、世界の平和を築きます

国民の生命・財産を守ることは、国の第一の責務です。国を守る体制を固め、世界の平和を築きます。日米の信頼関係を早急に回復し、わが国外交の基軸である日米同盟体制を堅持・深化することにより、アジア太平洋地域の平和を守ります。

187 強固な日米同盟の再構築

日米同盟はわが国の外交の基軸であるのみならず、アジア太平洋地域の平和と安定の礎です。民主党政権による外交の迷走により、日米の信頼関係が大きく損なわれています。これ以上の同盟弱体化を防ぎ、わが国防衛力の実効性を更に高める努力を不断に行い、抑止力の維持を図るとともに、沖縄をはじめとする地元の負担軽減を実現する在日米軍再編を着実に進めます。その上で、安全保障、政治、経済はもちろん、防災、医療・保健、教育、環境問題等、地球規模の諸課題などの幅広い分野において、協調と協力を進め、日米同盟の一層の深化を図ります。

188 自由で豊かで安定したアジアの実現

豊かで安定したアジアの実現に向けて、近隣諸国との友好協力関係の増進に努めます。中国・韓国・ロシア・ASEAN諸国とは、それぞれ二国間にとどまらず、アジアと世界の平和、安定、発展にともに貢献する幅広い協力関係を築いていきます。アジアの経済力を中長期的視点から強化し、その潜在力を

引き出すため、広域開発の推進(ヒト、モノ、カネの流れをスムーズにする)やアジアの内需拡大に向けた施策・貢献策を、着実に実施していきます。

189 拉致問題の解決

拉致は国家による重大犯罪です。拉致被害者全員の帰国、真相究明、実行犯引渡しを基本方針とし、そのために「人」の往来の全面禁止や送金の全面停止などの制裁強化、国際連携、政府認定以外の特定失踪者の調査などを徹底します。「拉致問題解決に向け、具体的進展なき限り、北朝鮮への一切の経済支援は行わない」を前提とし、拉致問題の全面的な調査のやり直しを北朝鮮に強く要求するとともに、国家の威信をかけて拉致被害者全員の帰国を実現します。

190 北朝鮮の核開発の阻止

拉致・核・ミサイル問題の包括的解決が基本です。北朝鮮による核実験、ミサイル発射はわが国の安全保障に対する重大な脅威であり、対北朝鮮措置の継続とともに、国連安保理決議に基づく行動を関係諸国と一致して取り組みます。

191 領土問題の解決に努力

わが国固有の領土であるにもかかわらず現在、不法に占拠されたままである北方領土と竹島の問題の平和的解決に向けて、今後とも、精力的かつ強い意志をもって、粘り強い交渉を行います。また尖閣諸島には、領土問題は存在しませんが、東シナ海問題が存在するため、今後とも毅然とした姿勢で対処し、東シナ海を「真の友好の海」とすることに努めます。その前提として、国民運動を進め、領土問題に対する意識の普及・啓発に努めます。

192 海洋資源の開発、海洋権益の確保

わが党が策定した「海洋基本法」に基づき、エネルギー資源等の海洋資源の開発・利用促進及び排他的経済水域の開発や大陸棚の延長など、わが国の海洋権益を確保します。また、環境保全と調和を図りつつ、積極的な開発・利用を進め、真の海洋立国を目指して海洋産業を振興させます。

193 海賊対策の強化

わが国にとって、航行の安全や海上の安全確保は国家の存立と繁栄に直結します。日本国民の生命及び財産の保護の観点から、海賊対策はまさに火急の課題です。これまでも、沿岸国の海上取締り能力の強化と人材育成への協力を通じ、海賊対策に取り組んできましたが、引き続き、国際社会

と連携しつつ、ソマリア沖・アデン湾での海賊対策に積極的に取り組んでいきます。

194 テロとの闘いの継続

インド洋における補給支援活動[※]は、アフガン復興支援とともに、国際社会が一致して取り組む「テロとの闘い」の車の両輪です。わが国が実施した補給支援活動は、インド洋における国際的な海上阻止活動の重要な基盤であり、各国からも高い評価を受けてきました。また、この活動は国際協力というだけではなく、日本と中東を結ぶ重要なシーレーンの安全確保にも資するという、わが国の国益そのものにつながる活動でもありました。わが党は、「小切手外交」に反対します。国際社会の一員として、インド洋上での補給支援活動を早急に再開すべく、「補給支援特措法」の成立を目指します。

195 核軍縮の推進

国際的な軍縮・不拡散体制の強化に向けて主導的に取り組みます。特に核軍縮分野での現実的かつ具体的な取組みを進めます。また、安全保障に懸念を生じさせないため、わが国の「核抑止政策」について、根本的な議論を開始し、基本方針を確立します。

196 国際社会での貢献と国連安保理の改革

国連の安全保障理事会の常任理事国の構成を今日の国際社会をより正確に反映し、国際社会の平和と安全の維持に主要な役割を果たす意思と能力のある国が常に「安保理」の意思決定に参加することは、「安保理」の代表性と実効性を向上させます。わが国の常任理事国入りを含む「安保理」改革の早期実現に向けて引き続き取り組みます。

197 ODAの充実と、開発途上国の支援

政府開発援助(ODA)[※]は、外交施策を実現していく上で不可欠かつ主要な手段です。ODAの戦略的な実施に努めつつ、ミレニアム開発目標の達成に向けて先進国たるわが国に課せられた責任も踏まえて、「質」と「量」の双方でODAの拡充を目指します。

また、民間経済界やNGOとの連携強化に引き続き取り組みます。JICAの投融資機能の再開や円借款の迅速化を図ります。また、わが国企業の海外進出の後押しも行います。海外進出する日本企業の支援を在外公館の本来業務として位置づけ、人脈形成・情報提供など、最大限の支援を行います。

198 対外発信の強化

ODA卒業国との円滑な関係が維持される仕組みを構築します。イスラム圏やアフリカ等との相互交流を深め、わが国の独自の役割を果たします。

わが国の優れた法制度や保健医療システムなどの対外発信を高めるとともに、戦略的な日本語普及、知的交流、科学技術外交を推進し、日本のソフトパワーを強化します。併せて、外交政策の対外発信及び国民に対する情報発信を抜本的に強化し、シンクタンク等との人的ネットワークの強化を行うなど、知的交流を強力に推進します。

199 地球規模の課題への取組み強化

気候変動・地球温暖化や新型インフルエンザ対策・保健システム強化をはじめとする保健分野、水・衛生、国民の生活にも直結する資源・食料問題といった、地球規模の諸課題への取組みを強化します。

200 資源外交の強化

ODAを含む外交ツールを活用し、主要な資源供給国との関係強化に努め、供給源の多様化を図るなどの「資源外交」に力を入れます。特にアフリカについては、対アフリカODAの倍増、民間投資の倍増支援という国際的な約束を着実に実行に移しつつ、この地域の経済成長、人間の安全保障の確立、環境問題といった課題にリーダーシップを発揮します。

201 自由貿易への積極的取組み

現下の経済・金融危機の克服は、わが国を含む国際社会の喫緊の課題です。実体経済の悪化を食い止め、保護主義[※]に断固として反対し、世界経済の安定・回復を確保することが必要です。

わが国は、経済・金融危機に対しては、国内経済対策を積極的に講じるとともに、国際金融機関の資金基盤強化やODAによるアジア支援策等で国際的なリーダーシップを発揮していきます。また、保護主義回避を各国に呼びかけるとともに、WTOドーハ・ラウンド交渉の早期妥結、経済連携協定や投資協定等の交渉とその活用により引き続き取り組んでいきます。農業交渉等については、各国の持つ多様な農業の共存や林・水産資源の持続的利用が可能となるルールの確立を目指します。

202 外交の体制強化

刻々と変化する国際社会において、わが国の国益を踏まえつつ、平和と繁栄を確保するためには、総合的な外交力を一層強化することが必要です。そのため、わが党で取りまとめた「総合的な外交力

強化へのアクション・プラン10」(外交の礎となる人材の育成、150大使館体制の実現等)、「5つの重点分野への具体的な取組み」(中型の政府専用機導入の検討、在外公館の施設整備と現地職員確保等)を実施します。また、引き続き邦人保護の強化を図ります。

203 議員外交の積極展開

議員外交を積極展開し、わが国の国際関係に幅と厚みを持たせます。



204 変化する安全保障環境に適應する人員・予算の強化

北朝鮮の核実験・ミサイル発射、中国の軍事力増強、ロシアの軍事的復調など、わが国を取り巻く安全保障環境は大きく変化しています。このような中、07大綱策定以降縮減されている防衛力を、今後の新しい安全保障環境に適應させるため、「質」「量」とともに必要な水準を早急に見直し、適切な人員と予算の強化を図るべく、新たな防衛計画の大綱、次期中期防衛策定に対し、提言していきます。特に総人件費改革等により、充足率が約90%前後に抑制され、部隊での「実員」不足が常態化していることを踏まえて、行政改革推進法の自衛官への適用を見直すとともに、自衛官の処遇等を改善し、併せて自衛官が敬意と感謝の念を持たれるよう努めます。

205 技術立国日本の未来のための防衛技術、生産基盤の維持・強化

国の防衛政策上の観点から国内の防衛産業の技術、生産基盤を維持・強化するため、自主的な技術研究・開発の推進と日米共同開発・生産の例外化や防衛省が開発した装備品等の民間・他省庁への転用等の抜本的改革を進めます。

また武器輸出3原則については、テロ支援国、国連決議対象国、国際紛争当事国、輸出貿易管理の不十分な国を輸出禁止対象国として、それ以外の国・地域を対象とする武器輸出については、許可に係る判断基準「武器及び武器関連技術に関する輸出管理の指針」を定め、厳正に武器等の輸出を管理した上で、個別に輸出の可否を決定する仕組みを構築します。

206 基地周辺住民への負担軽減の推進

基地周辺住民の方々に様々な負担をかけていることを踏まえつつ、沖縄における米軍基地の整理・統合・縮小をはじめ、基地周辺住民の方々の負担軽減や生活環境の整備などの諸施策を推進します。特に、新たな負担を被る関係自治体には特別な配慮・施策を講じます。

207 安全保障基本法の制定

集団的自衛権に正面から取り組み、平和主義、法治主義、文民統制に基づく「安全保障基本法」を制定します。それにより、自衛隊の意義付け、武器使用に関する法的基盤や防衛政策の基本の見直し等を安全保障の基盤としての確に意義付けます。

208 情報に強い官邸

外交と安全保障に関する官邸の司令塔機能を強化するため、「国家安全保障会議」を内閣に設置します。国家の情報収集・分析能力の強化及び情報保全態勢の強化を図り、的確な情報を活用して国民の安全を守ります。

209 新たな脅威からの日本防衛

必要な水準の防衛力を基盤として、即応性や実効性の高い弾道ミサイル防衛システムの配備を進め、大規模なテロ・ゲリラへの対策、NBC(核、生物・化学)兵器、新型インフルエンザ対策、サイバー攻撃[※]対策等を強化します。

210 国際平和協力法の制定

世界の平和構築に資する自衛隊の国際平和協力活動の推進のため、補給支援特措法やイラク人道復興支援特措法といった特措法ではなく、自衛隊の海外派遣が迅速に対応可能となるような「国際平和協力法」の制定を目指します。また、災害時などの国際緊急援助隊の活動の経験と教訓を踏まえ、より柔軟で実効性のある派遣が可能となるように、関係法を整理します。国連のPKO、ソマリア沖・アデン湾での海賊対策等、自衛隊の海外派遣は、今後とも国益と国際協調を考えて実施します。

211 在外邦人の避難措置に関する自衛隊法の改正

外国における緊急事態に際して、在外邦人等の避難や輸送を行えるように、「自衛隊法」を改正します。



世界をリードする「教育立国日本」を創造します

子どもたちに世界トップレベルの学力と規範意識、そして日本に誇りが持てる教育再生、一人の落ちこぼれも出さない教育を行います。理念なきバラマキ、日教組の偏向教育丸呑みなど、国民の間に不安が広がる民主党政権の教育政策に対し、「教育再生」の流れを止めることなく、「人間力」を高めるための教育を推進します。

212 世界トップレベルの学力と規範意識を兼ね備えた教育

「教育基本法」に基づき、「教育振興基本計画」「新学習指導要領」を確実に実施するため、OECD諸国並み(5%)の公財政教育支出を目指します。全国学力・学習状況調査^{しつがい}を悉皆調査に戻し、全ての子どもの課題把握、学校・教職員の指導改善に生かします。さらに土曜授業を復活させます。

国旗・国歌を尊重し、わが国の将来を担う主権者を育成する教育を推進します。過激な性教育やジェンダーフリー教育[※]、自虐史観偏向教育等は行わせません。道徳教育や市民教育、消費者教育等の推進を図るため、新科目「公共」を設置します。中学・高校でボランティア活動やインターンシップを必修化し、公共心や社会性を涵養します。農山漁村地域での体験学習等を推進します。

213 激動の時代に対応する、新たな教育改革

世界トップレベルの教育立国とするため、幼児教育の無償化、小学校5・6年生への教科担当制の導入、義務教育化を含めた高等学校の理念・あり方の検討等、現行の六・三・三・四制の是非について検討し、新時代に対応した「平成の学制大

改革」を行います。

「高校卒業検定試験」等の実施を図り、確実に学力を身に付けさせます。併せて、大学全入時代の大学入試のあり方そのものを検討します。例えば、東京大学において、現行の入学試験とともに、世界のリーダーたる人材の養成を前提とした入学試験を行います。一度社会に出てからも、学び直しができるよう、社会人が再び大学で学べるシステムを導入し、キャリアアップの機会保障と再チャレンジを促進します。

214 安心して、夢の持てる教育を受けられる社会の実現

質の高い教育ときめ細かい指導を行うために、教職員定数を改善します。教育の地域間格差が生じないように、教育の正常化を図ったうえで、義務教育のあり方について検討します。「安全配慮義務」の周知徹底を図る等、いじめ問題に全力で取り組みます。17万人を超える不登校者、6万5千人を超える高校中退者を出さないための教育を実現します。

真に公助が必要な児童・生徒が安心して高校、大学、専修・各種学校に通えるよう、新たな就学援助制度や給付型奨学金[※]の創設、特に私学における低所得者の授業料無償化等を行い、家庭の経済状況に関わらず、志ある子どもたちの夢を徹底支援します。

215 公私間格差の是正・私学助成の拡充

公教育において私学が果たしてきた重要性に鑑み、私学の建学の精神を尊重しつつ、「私立学校振興助成法」の目的の完全実現(教育条件の維持・向上、修学上の経済的負担の軽減、経営の健全性向上)のため、公私間格差の解消を図るとともに、私学助成を大幅に拡充します。

216 教育の政治的中立を確保するための「新教育三法」

「教育公務員特例法」違反者に罰則規定を設け、教職員組合(日教組等)の政治的中立確保及び、選挙活動・強制力ンパ等の違法活動を防止します。教職員組合の収支報告を義務付け、公金を原資とした資金の透明化を図るとともに、違法活動団体は、「地方公務員法」に定める人事委員会の登録団体から除外します。「義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法」の徹底を図り、教育委員会等に必要調査を義務付けるための法改正を行います。

さらに、北海道や山梨、神奈川の教職員組合がおこした政治資金規正法違反事件等を徹底的に究明し、教育の政治的中立・正常化に関する国民的な議論を喚起します。

217 教師の質を高め、頑張る教師を応援

メリハリある給与形態の確立や優秀教員認定、及び教員が子どもたちに没頭できる教育システムを構築し、真に頑張っている教師を徹底的に応援します。教員人事への教職員組合等の介入を排し、教育委員会の責任のもと、バランスのとれた教員配置を実現します。

教職員の資質向上と教育水準の維持・向上のため、教員免許更新制度の運用面での課題を是正し、実効ある制度設計を行います。一方、指導力不足教員は教壇に立たせません。

218 安全・安心な学校環境の構築

民主党政権は高校授業料無償化の財源確保のため、学校耐震化・老朽化の予算を3分の1以下に削減しましたが、わが党はこれを厳しく追及し、政府に予備費の使用を決定させました。学校の耐震化・老朽化(築30年以上が約5割)対策を強力に推進し、100%実施します。

また、わが党主導で、無認可共済となっていたPTA等の共済制度を確立するための「PTA・青少年教育団体共済法」が成立しました。今後とも、安全・安心な学校環境の構築に取り組めます。

219 幼児教育の充実・強化と幼児教育の無償化

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。全ての子どもに質の高い幼児教育を保障するとともに、国公立の幼稚園・保育所・認定こども園を通じ、全ての3歳から小学校就学までの幼児教育を無償化します。

就学前の多様化する教育・保育ニーズに柔軟に対応するため、幼稚園・保育所・認定こども園の教育機能の充実・強化を図ります。

220 読解力を高める国語教育

国語科は各教科等の学習の基盤であり、小・中・高等学校を通じて国語教育の一層の充実を図ること、特に、読解力、知識・技能の活用等、思考力・判断力・表現力の育成を重視することが必要です。そのため、国語科の授業について、「子どもの言語能力を育てる授業」へと改善し、具体的には、OECD/PISA調査の読解力の育成のため、子どもが「聴いて→考えて→つなぐ」学習を展開します。

221 外国語活動を含めた外国語教育の充実

「教育振興基本計画」で外国語教育の充実が掲げられており、「新学習指導要領」が小学校では平成23年度から、中学校では平成24年度から完全実施されるにもかかわらず、政

府行政刷新会議「事業仕分け」が「英語教育改革総合プラン」を廃止と判定した結果、予算が前年度比マイナス74.3%と、大幅に削減されました。

しかし、例えば「英語ノート」は、特に外国語指導助手(ALT)等がない町村部で活用されており、「英語ノートがなければ平成23年度からの外国語活動が実施できない」等の意見が現場には強くあります。わが党は、今後とも外国語活動を含めた外国語教育の充実を図ります。

222 理数教育及び才能教育の大幅な充実・強化

次世代を担う理数好きな子どもを増やすため、体験活動や実験教室の充実、理工学部の学生や企業関係者等の外部人材の活用、さらには理数教育に携わる教員の指導力向上等、初等中等教育段階での理数教育を大幅に充実します。「事業仕分け」で「理科支援員等配置事業」が「廃止」とされましたが、わが党は事業の継続実施や設備整備の支援を今後とも推進します。

将来、世界のリーダーとなるような明確な目的意識を持つ子どもの育成に向けて、優れた資質を伸ばし、育てる才能教育を強化します。「スーパーサイエンスハイスクール」※を一層拡充するとともに、国際科学オリンピックに参加する児童生徒数の大幅な増加を促進し、国際的な交流機会を拡大します。

223 真に外国人との友好を築く日本語教育

外国人の子どもが公立学校に通っても、日本語が分からない等の理由により授業についていけず、不学になる者が多いとの指摘があり、日本語指導員の配置等、学習者の日本語能力に応じたきめ細かな受入体制を構築します。

外国人の大人に対する日本語教育は、体制が十分に整備されているとは言えません。外国人に対する日本語教育の質と量を十分に確保するためには、日本語を学習する機会の拡充が必要であり、「生活者としての外国人のための日本語教育事業」等を継続的に実施・充実させます。わが党は、民主党のように単に外国人にもお金を出せば良いという施策ではなく、真に外国人との友好を育むための環境整備を行います。

224 一人ひとりを大切にし、充分に力を伸ばす特別支援教育

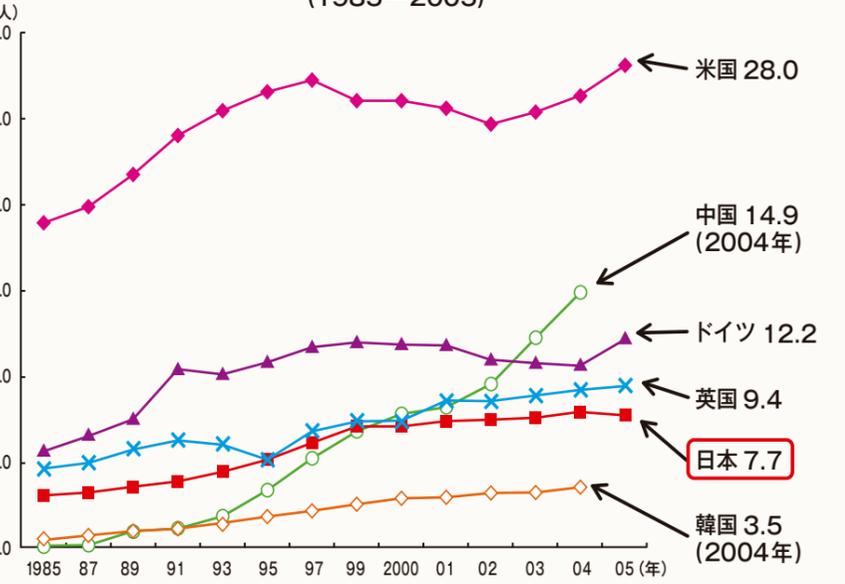
養護教諭の複数化の充実、特別支援教育コーディネーター※の機能強化、高等学校への支援員の配置、発達障害のある児童生徒の実態調査の検討、ICT等の技術を活用した教材等の研究、指導内容・方法の工夫改善、障害のある生徒に配慮した高校入試の実施、中・高連携による進路指導の充実、特別支援学校等と産業界との連携による実践的指導の実施、

世界の大学ランキング2009と留学生比率

		外国人教員	外国人留学生
1	ハーバード大学	29.5%	19.2%
2	ケンブリッジ大学	41.4%	26.7%
3	エール大学	31.0%	15.9%
22	東京大学	5.4%	8.5%
24	香港大学	57.9%	24.1%
25	京都大学	6.5%	4.6%
30	シンガポール大学	51.8%	34.9%
35	香港科学技術大学	68.1%	28.4%
43	大阪大学	4.4%	5.4%

出所: THE-QS World University Rankings 2009等より

科学・工学系博士号取得者数の国際比較推移(1985—2005)



出所: NSF「Science and Engineering Indicators 2008」Appendix table 2-42、2-43

障害者就労支援コーディネーターの配置、国立大学法人附属学校における特別支援教育の推進・充実等に重点的に取り組み、発達障害を含む障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育を推進します。

225 受験一辺倒でない多様な選択肢を持つ教育

普通高校以外に、最先端の職業教育を行う専門高校を設置する等、受験一辺倒でない、多様性・専門性のある選択ができるようにします。

専門学校の果たしてきた実績に基づき、職業教育に特化した新しい高等教育機関を創設し、「学校教育法」上の地位についても検討します。現状の専修学校各種学校の存在意義を十分認識して、他の学校群との制度的格差の解消を目指し、財政的支援や教育内容の充実に向けての公的支援等を図ります。

226 高等教育政策・大学政策の積極的な推進

東大・京大等に民間企業型ガバナンスを導入すること等により「民営化」、「スーパー・ユニバーシティ化」を図り、私学も含め5年後までに世界の大学ランキングの10位以内に3校、30位以内に5校以上入ることを目指します。大学を国際標準である9月入学とし、高校卒業後の3ヵ月間は社会体験ボランティア活動期間とします。

「高等教育庁」の検討等、公正かつ抜本的な高等教育・大学振興策を策定・推進します。私立大学の収入の約8割は学生納付金であり受益者負担が重く、国公立大学の設置形態論・経費の受益者負担論の見直し等を行い、財政支出の

仕組みを再構築します。地域共創(大学と地方・地域社会、産業の連携)運動を積極的に推進します。

227 大学の基盤的経費の確保

わが国の基礎科学の中核を担っているのは、多様な人材が集い、教育活動や研究活動を行っている大学ですが、近年、その安定的な教育研究活動を支える基盤的経費(国立大学法人運営費交付金及び施設整備費補助金、私学助成)が大幅な減少傾向にあります。

これにより、教員数の維持や施設・設備の管理・運用等で、多大な困難が生じていると指摘されていることから、わが国の基礎科学を強化する観点により、これらの基盤的経費を十分に確保します。

228 大学院教育の抜本改革

大学院について、研究活動のみならず教育活動を一層重視し、体系的かつ集中的な人材育成の取組みを強化するとともに、社会の多様な場で活躍する人材を育成・確保するため、産業界や優れた人材育成の取組みを行っている公的研究機関等との密接な連携・協力を推進し、大学院における教育活動を強化します。

世界をリードする大学院の形成を促進するとともに、世界水準にある大学院の層に厚みを持たせるため、世界最先端の優れた教育研究活動を行う大学や特定分野で質の高い教育研究活動を行う大学等に対する重点的支援を強化します。教育研究活動の「たこつぼ化」を排除するため、学問分野別に細分化されて設けられている学協会の改革を促進します。



229 沖縄振興の推進と 沖縄科学技術大学院大学の実現

厳しい経済・社会状況を踏まえ、沖縄振興計画に基づき、自立型経済の構築を目指します。沖縄の魅力・優位性を活かし、観光や情報通信産業を始めとする各種産業の一層の振興、人材育成、雇用の創出などの取組みを進めるとともに、県土の均衡ある発展に向け、離島の活性化、基地跡地利用の促進を図り、さらに重点的・戦略的な社会資本整備を進めます。また、世界最高水準の教育研究を目指し、沖縄科学技術大学院大学の平成24年度までの開校に向け、「沖縄科学技術大学院大学学園法」に基づき準備を着実に進めます。これにより、沖縄の自立的発展及び世界の科学技術の発展に寄与していきます。

230 博士課程学生に対する支援強化 及び若手研究者の活躍促進

入学金や授業料免除の対象拡大、給付型奨学金の創設、ティーチング・アシスタント及びリサーチ・アシスタントの充実など博士課程学生への経済支援を抜本的に拡充し、学生全員が安心して学べる環境を整備します。

単なる任期付ではない若手研究者のポストを大幅に増やすとともに、キャリアパスを多様化するため、産業界の研究職や知的財産管理等の研究支援に携わる専門職等での活躍を促進します。公的研究機関等における、ポストク等を対象とした専門人材育成の取組みを支援し、活躍機会を拡大します。若手研究者が自立して研究に専念できるようにするための新たな研究資金制度として、当該研究者の名前を冠した「冠プロジェクト」を創設します。

231 「留学生30万人計画」と 学生・研究者の国際交流の積極的推進

「留学生30万人計画」の2020年実現を目指し、国・地域・分野等に留意しつつ、優秀な留学生を戦略的に獲得します。

わが国の学生や若手の研究者が内向き指向にあると指摘されており、世界で活躍する優れた人材の育成を強化するため、高校生を含む学生の留学機会を拡大するとともに、若手をはじめとする研究者の海外研鑽の義務づけや機会の大幅拡大を推進します。世界水準の教育研究活動を展開するためには、海外から優れた研究者を受け入れ、協働で研究活動に取り組むことが不可欠であり、奨学金の充実や受け入れ機関の体制整備、周辺的生活環境の整備等を推進し、優秀な留学生や海外からの研究者の受け入れを大幅に拡充します。

232 「スポーツ基本法」の制定と 「スポーツ立国」の実現

スポーツを国家戦略として推進するため、「スポーツ基本法」を制定し、スポーツ庁、スポーツ担当大臣を新設します。オリンピック等で日本人選手が活躍できるよう、国際競技力向上に向けた諸施策を推進するとともに、2020年オリンピック・パラリンピックの招致運動に取り組めます。さらに、2019年ラグビーワールドカップの成功と2022年のサッカーワールドカップの招致に全力を尽くします。

学校における体育や運動部活動の充実、全国体力・運動能力等調査の結果の活用による子どもの体力向上の取組みを推進します。国民体育大会、総合型地域スポーツクラブ、指導者養成事業など各種スポーツ振興事業の充実を図り、国民各層のスポーツの生活化を促進します。

233 スポーツ振興体制の充実・強化

スポーツ振興に対する一層の財源を確保するため寄付金の全額が法人税の損金算入の対象となるよう、指定寄付金のあり方について検討します。生涯スポーツの振興並びに競技力の向上を実現していくため、スポーツ関係団体・組織の一層の充実・活性化を目指し、引退後の選手の生活の保障も合わせたセカンドキャリアの活用をはじめ、優れた人材並びに財源の確保を図ります。

なお、ゴルフについては国民スポーツ・生涯スポーツとして確立したことから、ゴルフ場利用税のあり方を検討します。

234 世界に誇るべき「文化芸術立国」の創出

日本文化を戦略的に海外発信するため、アニメなど日本ブランドとしてのメディア芸術の振興や人材育成、制作者の待遇改善を図ります。文化交流の相手先と内容の重点化、優れた芸術の国際交流の推進、海外の日本語教育拠点の100か所への拡充等を行います。海外の美術品等のわが国における公開を促進するため、議員立法で「海外美術品等公開促進法」を制定します。

文化芸術の創造性が産業や地域の活性化に結びつく取組みを行う「文化芸術創造都市」が全国各地に形成されるよう支援します。また、義務教育期間中に、全ての子どもが、質の高い文化芸術を最低2回(伝統文化と現代文化を各1回)は鑑賞・体験することができるようにします。

235 文化芸術活動の支援、文化財の後世への継承

文化芸術団体の円滑な活動のため、専門的人材の育成や意欲的・先進的な活動に対してより手厚い支援を行います。寄付文化の醸成を図るための税制上の優遇措置を検討します。東京には伝統寄席演芸の鑑賞の場(国立演芸場)がありますが、関西にはないため、関西(大阪)における「国立伝統芸能演技場」(仮称)の設立について検討します。実演芸術の専門家、団体の育成及び拠点となる劇場・音楽堂等を整備するための「劇場法」の制定を目指します。

地震や火災等の災害から文化財建造物を護るための防災対策を推進します。貴重な民俗文化財について、後世に確実に引き継いでいくため、映像記録(デジタルデータ)等の作成を推進します。

236 世界の文化が輝き、溢れ、 交流する「場」の創出

-文化のプラットフォームとしての日本-

わが国はその歴史を通じて、常に新しい文化を取り入れ、既存の文化と融合させながら自らのものとして発展させてきました。この日本文化のもつ力を活用して、開かれた文化の国であり続けるための人づくり、世界の文化が交流する「場」を各地で展開するなど、「文化のプラットフォームとしての日本」を創出する施策を推進します。

237 「科学技術・イノベーション駆動型」の 国づくり

「科学技術・イノベーション駆動型」の国づくりを目指す

ため、第4期科学技術基本計画で25兆円を上回る政府研究開発投資総額を目指します。

世界をリードする新たな知の資産を絶え間なく創出し続けていくためには、研究者の自発性や独創性に基づいて行われる研究の一層強力な推進が不可欠であり、これを支える科学研究費補助金を大幅に拡充します。科学研究費補助金で生み出された研究成果等を基に、それをさらに発展・深化させ、新たな知的資産の創造やイノベーションに結びつけるため、戦略的創造研究推進事業等の競争的資金について、その多様性や連続性を確保しつつ、大幅に拡充します。同時に、全ての競争的資金について、間接経費30%を確保します。

238 イノベーションの実現に向けた制度改革

研究開発税制やエンジェル税制の対象拡充等の税制改革やベンチャー支援の充実等の制度改革、特許等の知的財産の迅速な保護及び円滑な活用を促進するための知的財産制度の改革、イノベーションの隘路となっている規制や社会制度等の改革を強力に推進します。国際標準の獲得を目指す各国の動きが一層活発化していることから、特に、アジア諸国等との連携・協力の促進を念頭に置いて、官民協働による戦略的な国際標準化活動を抜本的に強化します。

わが国が優れた技術を持つ水システムや原子力等の基幹インフラについて、建設から運用、人材養成への寄与までを一体システムとしてとらえ、官民協働による海外輸出・展開活動を大幅に強化します。

239 世界に冠たる研究開発拠点の形成

イノベーションを生み出していくためには、大学や公的研究機関、産業界等が集い、協働で研究開発に取り組む「場」の構築が必要です。特に、わが国の強みを有する分野において、地域資源等も柔軟に活用しつつ、オープン・イノベーションに対応した「競争」と「協調」による世界最先端の研究開発拠点を形成します。

わが国が世界の頭脳を獲得における中核的な地位を占めていくためには、国内のみならず海外の優れた研究者を惹きつける国際的な研究ネットワークの拠点形成が不可欠であり、「世界トップレベル研究拠点(WPI)」を大幅に拡充する等、世界水準をしのぐ優れた研究活動を行う大学や公的研究機関に対する支援を抜本的に強化します。

240 科学技術の国際活動の強化

わが国の科学技術水準の一層の向上を図り、自然災害や感染症等、地球規模で発生する深刻な課題の解決に積極的に貢献するためには、諸外国との連携・協力を一層強化する

ことが不可欠です。先端分野での科学技術協力やODAを活用した科学技術協力等、科学技術外交を大幅に強化します。また、優れた教育活動や研究活動を行う国内の大学と海外の大学との連携・協力を進め、外交面からも、これらの教育研究活動の積極的な活用を促進します。

さらに、海外動向の収集・分析体制を確立するとともに、安全保障に関わる技術等の管理を強化します。一方で、国際的な核不拡散体制の強化に向けて、わが国の技術を積極的に活用し、これに貢献していきます。

241 戦略的宇宙政策が実施できる組織・体制の整備

国としての中長期的宇宙政策の方針に沿って、利用の促進、安全保障対応、産業振興等の重要分野・重点プロジェクトへの資源配分を行う等、戦略的な宇宙政策が実施できる体制を構築するため、予算編成に権限を有するとともに、国の共通基盤として実施すべき宇宙プログラムの実施を担当する内閣府の部局を創設し、主たる政策実施機関であるJAXA[※]を全府省の宇宙利用政策などを実施する機関としても再編成します。

242 G空間(地理空間情報)プロジェクトによる社会基盤インフラの構築

衛星測位技術と電子国土基盤地図を統合活用したG空間情報(地理空間情報)は領土、領海、領空統治の基本情報となります。この様な情報を国として担保し、発信するための社会基盤インフラを構築することでわが国の外交、経済、防衛上の安全保障の確保に努めます。

243 日本の外交、防衛の向上に直結する宇宙システムの構築

わが国事業者が強みを持つ小型の宇宙システムが新興国のニーズに応じて活用できるよう、技術協力や円借款等の経済協力ツールを活用し、トップセールスを含む官民一体の取り組みにより、世界的に利用可能な地球観測システムの構築・運用を通じて、地球観測及び通信放送分野での新興国の利用促進を図ります。

わが国のミサイル防衛に必要な高分解能かつ高頻度の偵察衛星と早期警戒衛星に必要な開発を加速し、自衛隊が利用する通信、気象観測、偵察等、様々な用途の衛星システムを開発・構築します。これらの運用を支える輸送系、新射場の整備を含む地上系、技術基盤等の維持・向上を図るため、デュアルユースの観点からの宇宙システム開発を推進します。



政治・行政への信頼を取り戻します

国会議員を3割削減し、官僚の「天下り」を根絶します。政治のリーダーシップを確立し、真の「政治主導」を実現します。

244 国会議員定数の大幅削減

衆議院・参議院の国会議員定数を3年後に722名から650名に1割削減し、6年後には、国会議員定数を500名に3割削減します。

245 二院制のあり方の検討

憲法改正を前提に、わが国の二院制のあり方について検討を行います。

246 政治家の監督責任の強化、政治資金の透明性の確保

政治家が違法行為を秘書に責任転嫁し逃れることのないよう、政治家の監督責任を強化します。

政治資金の透明性を一層確保します。また、幅広く国民の支援を求めるため、税制上の優遇措置など、個人献金がしやすい

仕組みを構築します。

政党の機関誌・紙の購読料・広告料収入の透明化や労働組合の政治活動における政治資金収支の透明化を図ります。

247 国会事務局の効率化・スリム化の実現

国会事務局の改革として、部局の再編などの組織改革や国会の施設・資産の売却を含む見直しを行い、無駄を徹底的になくし、効率化・スリム化を実現します。

248 「天下り」根絶宣言 —「天下り」発生原因をなくす!

「天下り」「裏下り」を根絶するため、「天下り」あっせんには刑事罰を科します。給与体系を抜本的に見直して定年まで勤務可能な仕組みを作り、早期退職勧奨(いわゆる「肩叩き」)慣行をなくします。官民人材交流センターの再就職支援機能は直ちに廃止し、給与体系の抜本的見直しにともなって、センターをサンセット(廃止)します。

やる気と活気に満ちた組織を構築するために、ポストごとの役職定年制を導入します。

また、人件費を抑制するため、給与体系全体を抜本的に見直します。特に、幹部公務員の給与を本俸と役職手当に区分することで、役職定年後の異動や降任・降給をスムーズにさせます。

249 「天下り」根絶宣言 —「天下り」を受けさせない!

指定法人、認可法人等の常勤役員については、その数の3分の1超、または65歳以上の所管府省出身者を認めません。

府省出身者が常勤役員の数の3分の1超、または65歳以上で報酬を得て在職している団体や企業等に対しては、その府省等は補助金等の交付や業務委託等の契約を行わないこととします。

現行の再就職規制を、渡り・裏下りも含め厳格に運用し、再就職に関する国民の疑念を払拭します。

さらに、「各府省による再就職あっせん禁止」違反に対する罰則規定、「元公務員による働きかけ禁止」違反について、再就職先の団体や企業等も対象とする両罰規定を新たに導入します。また、違反者については、氏名、所属先、違反内容等を公表します。

250 信賞必罰の人事評価 —不正や“サボリ”は許さない!

能力・実績主義による人事評価を厳格に人事に反映させ、昇任・昇給、降任・降給を厳格に実施するほか、連続3年間「不良」の評価の場合には、分限免職処分とするなど信賞必罰を徹底

します。更に、人事評価の厳正、公正性の担保のために評価者の責任や処分について明確にします。

ヤミ専従や違法な政治活動等の不正を行った公務員及びその上司はもとより、見逃していたその周辺に対しても法律に基づいて厳然たる処分を断行します。そのために、公務員の不正や不作為を監視し、懲戒処分や告発を機動的に発動できる制度を新設します。

251 国家公務員制度改革の推進

「国家公務員制度改革基本法」に沿って、国家公務員の幹部職員の一元管理、幹部候補育成課程に関する基準の設定などの機能のほか、現在、人事院、総務省、財務省に分かれている機能等を内閣人事局に集約するとともに、給与法改正、定年まで働ける環境整備等についても年内に関連法案を提出します。幹部職への抜擢人事を促進する制度にし、官民の英知を結集します。また、国家として戦略的に推進すべき基本施策・重要政策の企画立案について総理を補佐する国家戦略スタッフ等の発足を現実のものとし、議院内閣制下での政治主導を一層強化します。さらに、国家公務員の一括採用のほか、退職手当を含む給与体系のあり方、官民交流の促進方策、「地方公務員法」の改正についても、早期に検討、措置を講じます。

252 会計検査院改革

公金の不正使用や無駄遣いを防止し、公務員の責任を明らかにするために、会計検査院の事務・権限を拡充し、不当事項の是正等の促進を図り、予算執行職員の責任のあり方を明確にした「会計検査院法及び予算執行職員等の責任に関する法律の一部を改正する法律案」と、裏金作りを防止するための罰則を整備し、公務員による不正な資金の保管を防止する「国家公務員等が不正に資金を保管するために虚偽の請求書の提出を要求する行為等の処罰に関する法律案」の成立を目指します。また、会計検査院が独立性を持ち、しっかりとチェックできるよう推進していきます。

253 総人件費改革

平成17年にわが党で決定した10年で国家公務員を20%、81,000人を純減する計画(過去4年間で実施済み:約45,000人)については、可能な限りスピードを速めて取り組みます。

また、民主党政権は、自民党政権時に策定した22年度までに5.7%、約19,000人の純減計画を16,000人に下方修正しましたが、これを復活させ、断行します。

更に、中小企業の実情を踏まえた公務員給与の引下げ、道州・自治体との重複排除による国の出先機関の廃止、各府省共通の間接業務の一括外部化、業務の無駄撲滅により、総人件費を2割削減します。

254 地方行革の推進

自治労など公務員の労働組合から支援を受ける民主党では、地方公務員の既得権益を一掃する行政改革はできません。

わが党は、地方公務員の定数削減や地域における民間賃金同水準となるような給与の適正化、市場化テスト[※]の積極的な活用による公共サービス改革の推進など、地方行革を推進し、国家公務員と同様、総人件費を2割削減します。

255 IT遷都で地方経済活性化

中央官庁の人事、給与、会計など間接部門の業務システムを統合・一元化した上で、ICTの利活用による地方移転や業務自体の民間委託を進めます。業務システムの効率化と地方移転によって、中央官庁の人件費を削減する一方、地域ICT産業の振興を図ります。

中央官庁が率先して地方移転に取り組むことで、東京に一極集中している民間企業の業務システムが地方に移転されることを後押しします。併せて、道州制導入により、多極的な経済圏を創出し、地方経済活性化を実現します。

256 国民本位の電子行政の実現

クラウド技術[※]の導入などにより、国民が自ら年金記録等の情報を入手・管理することを可能にしたり、24時間いつでも、簡単に行政サービスをワンストップで利用できるようにするなど、政府・自治体を通じてオンライン利用が飛躍的に進むための取組みを推進し、無駄な行政コストを大胆に削減します。

257 独立行政法人改革

民主党政権が凍結した「独立行政法人整理合理化計画」を断行し、個別法人の廃止・民営化、事務・事業の見直し、給与水準の見直し、役員の公募や内閣承認、独立行政法人評価の一元化・厳格化、役職員の再就職規制など総合的な改革を実現するとともに、更なる無駄を省き、効率性、透明性を向上させます。

258 公益法人の新制度への移行

平成20年12月よりスタートした新たな公益法人制度については、移行期間の5年間でスムーズに移行できるよう引き続ききめ細かな対応を行います。また、公益法人への委託等は廃止することとし、その中で必要不可欠な業務についてののみ、低コスト、高水準を追求しつつ、国または独立行政法人において行うこととします。

259 中央省庁の改革

平成13年に断行した省庁再編時において求められた機能や効果が十分に発揮されているかを検証し、更なる効率的な行政組織を求めています。その際、従来の一点突破的、臨時的な「点」の改革から、行政サービス全体・不断の「面」の改革へと転換し、①民間を元気にする規制改革、②地方を元気にする地方分権、③政府を効率化・最適化する行政改革を、総合的・機動的に推進するため、現在多くの組織に分かれている行政改革機能を集約した「行政改革推進庁」を設置します。

260 三権分立の堅持

立憲主義は、「民主(国民主権原理)」と「自由(三権分立原理)」の二つの基本原理で構成されます。民主党の政治主導は、国民主権原理に偏り自由を軽視しています。わが党は、「民主」と「自由」を尊重した三権分立を堅持します。

261 幹部公務員人事の恣意的な乱用の禁止

憲法にあるように公務員は「全体の奉仕者」であり、政治的中立は保持されなければなりません。政治主導を実現するためには、政務三役等が、官僚を適切に管理・監督しなければなりません。同時に、公務員には「公務の公平性・公共性」の確保も求められます。今後は、この双方の要請を踏まえて、幹部公務員の位置づけを早急に改革します。その際、政治任用が人事権の「恣意的な濫用の隠れ蓑」とならないよう、特に留意します。

262 内閣法制局長官への質問機会の確保

内閣法制局は、準司法的機関であり先進各国とも保持している機関です。政治的意図によって安易に憲法解釈が変更されることがないように、内閣法制局長官への国会議員の自由な質問機会を確保します。

263 自由に陳情・請願できる権利の保障

憲法は、「平穩に請願する権利」を国民に保障しており、陳情は請願を補完する機能を持っています。わが党は、憲法を遵守し国民の誰もが自由に政府に陳情・請願する権利を保障します。

264 政党職員の政府職員への採用と行政の中立性の確保

民主党政権は、「政府・与党一元化」のために多数の政党職員(政調職員)を政府職員として採用し、政策決定に関与させていますが、行政の中立性・公平性の観点からは極めて問題です。

また、政府顧問は、政治主導の名の下にいたずらに政治任用職を増やし、恣意的にこれを運用すべきではありません。

以上のいずれの場合についても、政治任用のポストとその権限を明確にするとともに、その恣意的運用をチェックするための国会による審査・関与、更には守秘義務の厳格な遵守のための体制整備等の対策は不可欠です。

265 政府参考人制度の維持

国会議員同士の議論が国会審議の中心であるべきことは当然ですが、現場の実態等については、実務に精通した官僚に質問する方が審議の充実に寄与します。質問者の意向を無視して、政府が一方向的に答弁者を制限することは望ましくありません。政府参考人制度は、その運用において改善すべき事項はありますが、維持すべきです。

266 議員立法の積極的活用

「政府・与党一元化」の名の下に立法院の立法権限を縛るのは、議会制民主主義を否定する発想です。議員立法・議員修正を積極的に活用します。

267 世襲候補の制限

党所属の現職国会議員が引退するなどの選挙区において、いわゆる世襲候補についても、無原則な公認または推薦はしません。また、引退するなどの現職議員の後継者については、資金管理団体等への政治資金の継承を禁止します。

268 公募制度の充実、特別職員制度の導入による最良の候補者の選定

候補者選定にあたり、公募制を充実させるとともに、常に最良の候補者が選定できる仕組みを整えます。また、幅広く将来性のある人材を求め、人材を公募するだけでなく、候補者になり得る人材を育てる「特別職員制度」を導入します。また、国及び地域の将来を担う人材を発掘・育成する中央政治大学院と地方政治学校が連携し、各級選挙候補者の発掘・育成を行います。

選挙に立候補する場合の休暇、議員活動中の休職及び議員任期終了後の復職を可能にする労働法制等を整備し、国民の積極的な政治参加を容易にします。

269 「1万人オピニオンリーダー制度」の確立

「1万人オピニオンリーダー制度」を創設し、国民から公募したモニターの方から党運営や各種政策課題について提言を聞き、党内で最大限活用し、国民本位の政治を実行します。



わが国の かたちを守ります

民主党が導入を目指す

「夫婦別姓」・「外国人地方参政権」は、わが国を根底から覆そうとする意識が働いているとしか考えられないものです。わが党は、夫婦別姓法案と外国人地方参政権付与法案に反対し、わが国の地域社会と家族の絆を守ります。

270 民主党の夫婦別姓法案に反対 自民党は働く女性を応援

夫婦別姓を選択すれば、必ず子どもは両親のどちらかと違う「親子別姓」となります。わが党は、民主党の夫婦別姓制度導入法案に反対し、日本の家族の絆を守ります。また、女性の社会進出については、旧姓の使用範囲を拡大する法整備などで支援します。

271 国のかたちを壊す 「外国人地方参政権」導入に反対

永住外国人への地方参政権の付与は、国民主権・民主主義の根幹に関わる重大な問題です。憲法上、公務員の選定罷免権は「国民固有」の権利です。最高裁判所判例でも、地方選挙を含めて選挙権が保障されているのは「日本国民」であることから、永住外国人に対して地方選挙の選挙権を付与する法案は憲法違反であり、反対します。

【 J-ファイル項目一覧 】

I 新しい時代にふさわしい国づくりのための自主憲法を制定します

- 1 憲法審査会の始動
- 2 「憲法改正原案」の国会提出

II 成長戦略で日本の未来を切り拓きますー内需・外需ともに拡大ー

- 3 当面の経済財政運営
- 4 法人税率の思い切った引き下げ等、雇用の拡大につながる企業環境の整備
- 5 法人事業税等の優遇措置
- 6 「国富」を生み出す知財戦略
- 7 戦略的国際標準の獲得
- 8 不断の規制改革と「グローバルトップ特別区」の創設
- 9 イノベーション、ベンチャー事業等の創造・活路支援
- 10 「世界一の科学技術立国」を目指す「カネ」「ヒト」の確保
- 11 未来の成長の担い手づくり
- 12 前向きな生産性の向上
- 13 社会全体のICT化
- 14 ICT産業の成長促進と国際展開を支援
- 15 必要な産業競争力の基盤強化
- 16 日本版「国際競争力協議会」の設立
- 17 国民の英知を結集してのターゲット・ポリシーの実行
- 18 医薬品・医療機器の審査体制の充実・強化
- 19 原子力等国家プロジェクト体制の構築
- 20 EPA・FTAの促進
- 21 レアメタル・レアアースの確保
- 22 世界へ向けた情報発信力の強化、デジタルコンテンツ市場の拡大
- 23 G空間(地理空間情報)プロジェクトの推進
- 24 G空間による海洋探査の推進
- 25 中小企業など既存基幹・在来産業の底上げ
- 26 わが国の成長に資する社会資本の整備
- 27 将来の経済成長の芽となる内需拡大基盤の利活用
- 28 アジアNo.1の金融・資本市場の構築
- 29 郵政民営化の推進
- 30 個人の自助努力を補助する雇用対策
- 31 就職、転職をしやすい環境の整備
- 32 雇用力強化労働法制の充実
- 33 雇用対策の抜本的強化

- 34 新卒者就職対策の実施
- 35 今後10年間で雇用者所得の5割増を実現

III 「恒久政策には恒久財源」原則を貫き、財政規律を確立します

- 36 次代を見据えた財政構造改革
- 37 適切な国債管理政策の実行
- 38 安心社会実現に向けた税制抜本改革

IV 頑張る人、頑張った人が報われる社会を実現します

- 39 子どもたちの成長に合わせた切れ目のない子育て支援
- 40 満額の基礎年金を受け取ることができる措置
- 41 持続可能な安心できる医療の実現
- 42 がん対策の充実
- 43 ワクチン施策の推進
- 44 「医療安全調査委員会」の設置の検討
- 45 精神科医療の推進
- 46 看護職の処遇改善の推進
- 47 国民歯科医療の充実・発展
- 48 B型・C型肝炎対策の推進
- 49 アスベスト対策
- 50 ヒトT細胞白血病ウイルス・難病・結核・腎疾患対策の推進
- 51 かかりつけ薬局・薬剤師の積極的活用
- 52 製薬産業の競争力強化のための新成長戦略の推進
- 53 医薬品の流通体制の充実
- 54 リハビリテーションの提供体制強化
- 55 漢方医学の推進
- 56 生活の質(QOL)を高める統合医療の推進
- 57 受けたい治療を保険と併用しながら受けられる仕組み
- 58 財政の安定化を図り、介護保険サービスの充実と保険料の抑制
- 59 介護支援専門員の積極的活用
- 60 在宅介護の支援
- 61 運動器リハビリテーションの充実
- 62 障害者の方への施策の推進
- 63 生活に困窮している世帯の生活支援の拡充
- 64 原爆被害者への支援
- 65 中国残留邦人への支援
- 66 社会保険労務士法の改正と、社会的貢献の推進
- 67 生活衛生サービスの安全・安心の推進

- 68 柔道整復師の活動の支援
- 69 鍼灸治療の充実
- 70 管理栄養士の積極的活用
- 71 恩給の適正な水準を確保

V 仕事を創り、地域を支え、安全安心な暮らしを守るー「手当より仕事」ー

- 72 農林水産業の多面的機能を評価した「日本型直接支払い」の創設
- 73 「経営所得安定制度」で夢と希望と誇りを持てる農業を実現
- 74 国産農林水産物の消費と輸出を倍増ー「平成の農地改革」で攻めの農業を実現
- 75 都市農業の保全
- 76 大豆・麦対策の充実・強化
- 77 野菜の経営安定対策の充実・強化
- 78 果樹の経営安定対策の充実・強化
- 79 てん菜、サトウキビ等甘味資源対策の充実強化
- 80 お茶、花き対策の充実・強化
- 81 畜産・酪農対策の充実
- 82 “攻めの農業”の新たな展開
- 83 食の安全・安心、食育の推進、都市と農山漁村の共生・対流
- 84 鳥獣被害対策の強化
- 85 国産木材の利用促進と、「直接支払い制度」の創設
- 86 漁師になろう! 漁業者の所得を確保
- 87 漁船漁業の再編と老朽化した漁船の代船建造を応援
- 88 技術に合った漁船の規制の見直しの促進
- 89 燃油や養殖餌料などの価格変動に漁業者と共同で国が責任
- 90 消費者も安心できる衛生に配慮した多様な水産物流通システムを構築
- 91 HACCPシステムの導入・普及などを支援し水産物輸出を促進
- 92 水産物の消費拡大と地産地消を推進
- 93 水産物流通の重要な拠点である卸売市場等の機能を強化
- 94 漁港の機能を強化し、安全で豊かな漁村づくりを促進
- 95 漁場整備と種苗放流を推進し安定した水産物の供給体制を整備
- 96 暫定水域及び暫定措置水域での安全操業を確保
- 97 漁業者の責任でない経営難には国が責任
- 98 漁村集落直接支払制度を創設し水産の有する多面的機能を増進
- 99 漁業・水産業への新規就業者を支援
- 100 漁業・水産業の専業従事者の子弟へ「就学生活給付金」を創設
- 101 漁村地域と近郊都市とのアクセス改善への創意工夫を支援

- 102 有害生物の駆除と被害対策の確立
- 103 国民の安全と国益を守る毅然とした水産外交
- 104 中小企業における新商品開発と新規市場開拓支援
- 105 地域から「日本全国」、「世界」への販促強化・支援
- 106 エコポイントの延長・充実
- 107 地域におけるICT利活用の促進
- 108 情報通信ネットワークの安心・安全の確保
- 109 格差のないICT基盤の整備(デジタルデバイドの早期解消)
- 110 地上デジタル放送への円滑な完全移行
- 111 中小企業の技術開発の支援
- 112 地方大学等と地域産業とのマッチング強化
- 113 地域に「雇用」を創出する企業活動への支援
- 114 中小企業の活性化につながる人材の育成・確保
- 115 地域経済の活性化につながる人材の育成
- 116 資金繰りの確保・充実
- 117 公平・公正な取引環境の実現
- 118 中小・小規模企業の枠組みの見直し
- 119 中小企業の事業再編・転換への支援
- 120 防災・災害対策
- 121 総合的な災害応急体制の整備
- 122 国民に約束した国の基幹ネットワークを含む道路網の整備
- 123 総合的な交通体系の整備
- 124 世界に対して競争できる航空・空港環境を整備
- 125 地方の良質な建設産業を守り、「未来への投資」を実施
- 126 公共工事現場における適正な賃金の確保
- 127 住宅の資産価値を高め、ライフステージに応じた住まい方を推進
- 128 地方の活性化と都市生活者のゆとりを実現する移住・二地域居住の推進
- 129 観光立国の実現
- 130 総額2兆円の緊急交付金の実施
- 131 地方税財政の充実
- 132 地方分権の推進策
- 133 分権の推進に伴う地方の機能強化
- 134 指定都市制度のあり方を見直し
- 135 道州制の推進
- 136 地域力の創造
- 137 地方への定住促進

- 138 地域を支える人材の創出
- 139 高齢者の社会参画、70歳現役社会実現
- 140 女性の就業実現
- 141 若者の就職応援
- 142 福祉分野における働く場の拡大と処遇の改善
- 143 テレワークの推進
- 144 地域コミュニティの連帯と再生
- 145 商店街の活性化
- 146 消防団の充実・強化
- 147 地域で活動する団体やNPO法人の育成・支援
- 148 離島対策の充実
- 149 過疎地域対策の充実
- 150 「原子力発電施設等立地地域振興特別措置法」の拡充・延長
- 151 消費者行政を推進し、国民の消費生活の安定を支援
- 152 「世界一安全な国をつくる8つの宣言」による治安対策の強化
- 153 犯罪被害者等基本計画を改定
- 154 交通事故死者数を半減
- 155 自殺対策を強化
- 156 青少年健全育成の推進
- 157 男女共同参画・DV被害者に対する相談体制の強化

VI 緑の地球と豊かな自然を守ります

- 158 温室効果ガス削減のための全く新しい国際的枠組みを提唱
- 159 温暖化ガス排出量を20年までに05年比で15%削減
- 160 再生可能エネルギーを20%まで引き上げ
- 161 原子力政策の推進
- 162 エネルギーセキュリティ(安全保障)政策の実現
- 163 石油・石炭・天然ガス等基幹エネルギーの確保
- 164 フロン類対策の推進
- 165 エコカー世界最速普及とモーダルシフト
- 166 エコハウス化の加速
- 167 国全体を低炭素化へ動かす仕組みの検討
- 168 環境ビジネスの推進
- 169 参議院選挙で排出する二酸化炭素のオフセットを実施
- 170 環境分野における新ターゲット・ポリシーの展開
- 171 低炭素社会を進める人づくりと環境教育の推進

- 172 国民運動の推進
- 173 地球温暖化に対する適応策の推進
- 174 温室効果ガス排出量等の情報開示の促進
- 175 グリーンICTの利用促進
- 176 COP10に向けた国際的リーダーシップの発揮
- 177 豊かな自然環境を取り戻す仕組みづくり
- 178 生物多様性の恵みを実感できる国立公園等の実現
- 179 希少な動植物の保護と管理
- 180 愛護動物と共生する社会の実現
- 181 地域の特性を活かした循環型社会づくり
- 182 生活排水対策の推進と不法投棄の撲滅
- 183 子どもの健康と環境
- 184 大気・水・土壌等の安全・安心な環境の保全
- 185 公害健康被害対策等の着実な実施
- 186 民有地の緑化推進と「緑化版エコポイント制度」の創設

VII 外交を立て直し、世界の平和を築きます

- 187 強固な日米同盟の再構築
- 188 自由で豊かで安定したアジアの実現
- 189 拉致問題の解決
- 190 北朝鮮の核開発の阻止
- 191 領土問題の解決に努力
- 192 海洋資源の開発、海洋権益の確保
- 193 海賊対策の強化
- 194 テロとの闘いの継続
- 195 核軍縮の推進
- 196 国際社会での貢献と国連安保理の改革
- 197 ODAの充実と、開発途上国の支援
- 198 対外発信の強化
- 199 地球規模の課題への取組み強化
- 200 資源外交の強化
- 201 自由貿易への積極的取組み
- 202 外交の体制強化
- 203 議員外交の積極展開
- 204 変化する安全保障環境に適應する人員・予算の強化
- 205 技術立国日本の未来のための防衛技術、生産基盤の維持・強化

- 206 基地周辺住民への負担軽減の推進
- 207 安全保障基本法の制定
- 208 情報に強い官邸
- 209 新たな脅威からの日本防衛
- 210 国際平和協力法の制定
- 211 在外邦人の避難措置に関する自衛隊法の改正

VIII 世界をリードする「教育立国日本」を創造します

- 212 世界トップレベルの学力と規範意識を兼ね備えた教育
- 213 激動の時代に対応する、新たな教育改革
- 214 安心して、夢の持てる教育を受けられる社会の実現
- 215 公私間格差の是正・私学助成の拡充
- 216 教育の政治的中立を確保するための「新教育三法」
- 217 教師の質を高め、頑張る教師を応援
- 218 安全・安心な学校環境の構築
- 219 幼児教育の充実・強化と幼児教育の無償化
- 220 読解力を高める国語教育
- 221 外国語活動を含めた外国語教育の充実
- 222 理数教育及び才能教育の大幅な充実・強化
- 223 真に外国人との友好を築く日本語教育
- 224 一人ひとりを大切に、十分に力を伸ばす特別支援教育
- 225 受験一辺倒でない多様な選択肢を持つ教育
- 226 高等教育政策・大学政策の積極的な推進
- 227 大学の基盤的経費の確保
- 228 大学院教育の抜本改革
- 229 沖縄振興の推進と沖縄科学技術大学院大学の実現
- 230 博士課程学生に対する支援強化及び若手研究者の活躍促進
- 231 「留学生30万人計画」と学生・研究者の国際交流の積極的推進
- 232 「スポーツ基本法」の制定と「スポーツ立国」の実現
- 233 スポーツ振興体制の充実・強化
- 234 世界に誇るべき「文化芸術立国」の創出
- 235 文化芸術活動の支援、文化財の後世への継承
- 236 世界の文化が輝き、溢れ、交流する「場」の創出-文化のプラットフォームとしての日本-
- 237 「科学技術・イノベーション駆動型」の国づくり
- 238 イノベーションの実現に向けた制度改革
- 239 世界に冠たる研究開発拠点の形成

- 240 科学技術の国際活動の強化
- 241 戦略的宇宙政策が実施できる組織・体制の整備
- 242 G空間(地理空間情報)プロジェクトによる社会基盤インフラの構築
- 243 日本の外交、防衛の向上に直結する宇宙システムの構築

IX 政治・行政への信頼を取り戻します

- 244 国会議員定数の大幅削減
- 245 二院制のあり方の検討
- 246 政治家の監督責任の強化、政治資金の透明性の確保
- 247 国会事務局の効率化・スリム化の実現
- 248 「天下り」根絶宣言―「天下り」発生原因をなくす!
- 249 「天下り」根絶宣言―「天下り」を受けさせない!
- 250 信賞必罰の人事評価―不正や“サボリ”は許さない!
- 251 国家公務員制度改革の推進
- 252 会計検査院改革
- 253 総人件費改革
- 254 地方行革の推進
- 255 IT遷都で地方経済活性化
- 256 国民本位の電子行政の実現
- 257 独立行政法人改革
- 258 公益法人の新制度への移行
- 259 中央省庁の改革
- 260 三権分立の堅持
- 261 幹部公務員人事の恣意的な乱用の禁止
- 262 内閣法制局長官への質問機会の確保
- 263 自由に陳情・請願できる権利の保障
- 264 政党職員の政府職員への採用と行政の中立性の確保
- 265 政府参考人制度の維持
- 266 議員立法の積極的活用
- 267 世襲候補の制限
- 268 公募制度の充実、特別職員制度の導入による最良の候補者の選定
- 269 「1万人オピニオンリーダー制度」の確立

X わが国のかたちを守ります

- 270 民主党の夫婦別姓法案に反対。自民党は働く女性を応援
- 271 国のかたちを壊す「外国人地方参政権」導入に反対